

第28回平成21年12月与謝野町定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成21年12月9日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後3時00分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	11番	勢旗毅
2番	畠山伸枝	12番	多田正成
3番	上山光正	13番	今田博文
4番	廣野安樹	14番	谷口忠弘
5番	小林庸夫	15番	赤松孝一
6番	家城功	16番	服部博和
7番	伊藤幸男	17番	有吉正
8番	浪江郁雄	18番	森本敏軌
9番	井田義之		

2. 欠席議員

10番 糸井満雄(午前)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 河邊 恵

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
総務課長	大下 修	教育委員長	白杉 直久
企画財政課長	吉田 伸吾	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	農林課長	浪江 学
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	日高 勝典	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	永島 洋視	水道課長	吉田 達雄
会計室長	金谷 肇	保健課長	泉谷 貞行
建設課主幹	城崎 敏一	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

## 6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(森本敏軌) 皆さん、おはようございます。

12月定例会、本日から一般質問に入ります。本日、6人の皆さんにご登壇をいただきます。よろしく願いをいたします。

本日、西原建設課長から欠席の届が出ておまして、城崎主幹に出席をいただいております。

それから、糸井議員が本日午前中、欠席ということで届が出ておりますので、以上、ご報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は17人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 一般質問を行います。

14人の議員から質問の通告がありましたので、通告順により順次質問を許します。

まず、16番、服部博和議員の一般質問を許します。

服部議員。

16番(服部博和) 私は通告に基づき町長にお伺いしたいと思います。

ことしの8月30日、一時期の政権の移行はあったものの、50年という長きにわたって政権を担当してきました自由民主党は、その責務を終え、一瞬にして瓦解したわけでございます。私は6月の一般質問におきまして、この事態を想定し、今までの自由民主党の功罪をまじえながら、政権交代後の大転換に備えるべく質問させていただいたことは、まだ、ご記憶に新しいことと存じます。その質問の中で、民主党政権になれば地方に配分される交付税や交付金、補助金の仕組みが大きく変わり、いわゆるひもつき予算とやゆされてきました交付金方式から一括交付金方式に転換するわけでありまして、したがって、それに対応できる体制を今から心がけておく必要があると指摘をさせていただいたわけでございます。一括交付金が方式が導入されますと、自治体の自主決定権が強化されるため、職員たちも規律を正し、士気を高め、人材を育成して政策立案、実行能力を磨く必要が求められてくるわけでございます。

過日、行政刷新会議の事業仕分けが行われ、歳出のむだを洗い出す作業が行われたことはご存じのとおりであります。その結果、目標とした3兆円には及ばなかったものの、九日間の作業で廃止やら凍結など、ゼロ査定は104事業、約3,400億円、予算削減を求めた事業で約4,100億円となり、圧縮額は7,500億円にも上りました。その上、独立行政法人の基金など、約1兆400億円の埋蔵金の発掘と合わせ1兆8,000億円もの多額の捻出が可能となったのであります。

この事業仕分けに対し、一部の評論家の中には政治省であるとか、短期間で結論を出し過ぎるという意見もありましたが、国民の関心は高く、仕分け作業の会場は連日、傍聴者であふれるという盛況ぶりであったわけでございます。しかし、長引く不況に追い打ちを掛けるように、アラブ首長国連邦のドバイが債務支払い延期要請に端を発した円高現象により、さらに厳しい経済状況が予測されそうであります。

次年度の一般会計の税収は38兆円程度しか見込めない中で、既に提出されております各省庁

の概算要求は95兆円にも膨らんでいるのが現状であります。今後、仕分け結果は政治判断にゆだねられるわけでありますが、50年間の後始末をどのように整理し、また、マニフェストで国民に約束した公約を、どう実現させるのかという、実現させるには、これまでの予算構造の変革と大胆な組みかえが不可欠であると思うのであります。

一方、地方自治体におきましても同様、財政不足は深刻であります。既に北海道の夕張市は財政破綻を来しておりますし、破綻寸前の市町村はかなりの数に上ると伺っておるわけでございます。我が町は即、破綻という事態にはならないと思いますが、税収不足は确实視されておるわけでございます。当然、国からの交付金もふえ続ける要素は、どこにも見当たりません。

一方、国民の要望は年ごとに確実にふえ続けておるわけでございます。この状況をかんがみるとき、事業の優先順位と必要性を精査することは避けて通ることはできないのではないのでしょうか。国に先駆け、既に事業仕分けが行われ、それぞれの成果を上げておられる自治体も多く存在しておると伺っております。

我が町にも、この試みを実施し、不要な事業の洗い出しを行うとともに、町民に事業や予算に対する理解を深めていただく機会を設けてはどうかと思うのであります。町長のお考えをお伺いしたいと思います。

次に、空き屋対策についてお伺いいたします。昨今、町内のあらゆるところに空き屋が目立つようになってきております。最小の共同体である私の隣組の中にも3軒の空き屋が存在しておるわけでございます。これは子供たちが大学へ進学したり、地元で就職できなく、やむなく都会へ出て行ったきり戻ってきていないため、両親の死後は空き屋となっているケースが大半であります。この空き屋となった家々は、年々老朽化しておるわけでございますが、家を維持するために欠かせない通風行為ができていないため、他と比べて一段と進行が早いように思われるわけがあります。このままの状態の後、数年もたてば朽ち果ててしまうことは、必然であるというふうに思われます。

それでは、なぜ、このような状態のまま放置されておるのかと考えましたとき、まず、第一には気持ちの上で実家を処分するには抵抗があることだと思っております。これは長男、長女ばかりでなく、兄弟、姉妹、おじ、お婆の気持ちを含めて考えなければならない問題であるからだと思います。また、遺言などで、自分が亡くなっても、すぐに家を処分しないでほしいとの事柄が遺族に託されておることもあるやもしれません。第2には、実家を処分しようと思っても、交通の便や学校までの距離が遠いことや買い物に不便などの理由で、買い手がないということでもあります。第3には、更地にするより空き屋のままの方が固定資産税が安くなるということでもあります。このことは一般に余り知られていないことでもあります。実は私も不勉強でありましたので、早速、税務課に問い合わせ、間違いがないことを確認いたしました。これは住宅用地特別措置という制度があり、200平米までなら課税標準額の6分の1に軽減され、200平米以上は3分の1に軽減されることとなっております。家屋を取り壊して更地にすると約3倍高くなるというのであります。

次に、家とは何ぞやと考えたとき、田舎の家の周りには菩提寺、いわゆる檀家制度となるものが存在し、墓があり、・・・を弔うという大きな役割があるわけでありまして、また、神社、氏子制度もあります。町内会や隣組、それに親戚づき合いや仕事上のつき合いもあります。子供が

いれば学校がある。一方、これが都会に住んでいましたならば、つながりの薄い町内会と、子供の学校と、仕事上のつき合い程度しかないのであります。他にも都会と田舎の格差はますます広がっております。例えば、所得格差、情報格差はもとより子供の教育環境を一つとつても、かなりの開きが歴然としておるわけでございます。このように働く場所以外でも、田舎で生活することの大変さがUターンを阻害している一因にもなっているのではないかと思うわけであります。

かつて地場産業と言われました織物と農業は、既に壊滅状況であり、後継者は外へ働きに出ていかなければ生活できない状態にあるわけであります。商店街はシャッターばかりが目立つようになってきております。もう10年もたてば、だれも住まなくなった家が、町のあちらこちらに見られるようになるには違いないと、強く思えるのであります。

そこで現在、我が町には、どのくらいの空き屋が存在しているのか、庁舎内の関係あると思われる各課に訪ねてみましたが、実数は把握できていないとのことであります。

そこで、空き屋は、よく子供の遊び場となり、火災の危険性もあるので、消防署なら把握していると思い、これまた問い合わせてみましたが、全く不明であるとの返事でありました。やむなく総務省の資料を取り寄せ、そのデータを見てみますと、日本の全戸数5,759万戸に対して750万戸が空き屋状態であり、比率といたしましては13%とあります。ちなみに京都府の状況も13%であり、全国の数値と同数であるため、この数字を単純に我が町に当てはめてみました。全世帯数が8,973戸でありますので、その13%とするならば1,166戸となるわけであります。この数字はあくまで京都府の数値を当てはめたものであり、実数ではないことをご承知おきいただきたいと思えます。しかし、石川地区内で全戸実態調査された確実な数字があり、それを伺ってまいりました。その数字が7%と報告されておりますことから、この数字で出してみしても630戸程度に上る空き屋が存在するということになるわけであります。今まで述べてまいりましたが、この多くの空き屋を活用したところのまちおこしは考えられないものかと思っておるわけでございます。まだ、使用可能な空き屋を町が無償化、また、それ同然の価格で譲り受け、都会からのIターン希望者に貸し出す制度も一考の必要があるではないかと思っております。

同時に田や畑もつけて貸し出すことにより、一層付加価値がつくと思われれます。また、古民家などは、そば屋さんとか、山菜料理屋さんの店として活用も考えられ、都会の人にとっては即、飛びつきたい話だと思っております。空き屋をこのまま放置しておくのではなく、また、将来ふえ続けていく空き屋対策を町の活性化につなげていくという発想で臨んでいただくことが今、求められておるのではないだろうかと思っておりますが、町長のご所見をお伺いし、1回目の質問とさせていただきます。よろしくご答弁のほどお願いいたします。

議 長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 皆さん、おはようございます。ちょっと初めにお断りさせていただきたいんですけども、軽い気管支炎を煩っております。途中でせき込むことがあって、お聞き苦しい点があるかも知れませんが、ぜひお許しいただきたいというふうに思います。

それでは、服部議員のご質問の1番目、次年度予算編成についてお答えいたします。当町も事業仕分けを実施し、町民に事業の透明性を公開するとともに、適正な支出状況の精査が必要と思

うがどのことにつきましては、まず、国の行政刷新会議は国民的視点から国の予算、制度、そのほか国の行政全般のあり方を刷新すること。国、地方、公共団体、民間の役割のあり方の見直しを行うためといった目的で設置されております。その中に今、世論で話題沸騰しております事業仕分けの作業部会、いわゆる事業仕分けワーキンググループが設置されました。この事業仕分けは、国の予算のむだ削減の切り札のようにマスメディアが報じ、11月11日から26日まで作業が行われました。そして、その結果が行政刷新会議に報告され、平成22年度予算案へ繁栄されるというふうに伝えられております。

公表されております事業仕分けの主な考え方は5点ございまして、1点目、既存予算も、そもそも必要か。2点目、予算執行の実態を踏まえる。3点目、予算編成の透明性を徹底する。4点目、前府、省、政務三役の一致協力、つまり政治主導の実現。5番目が、しがらみを解き放ち、国民みんなの力を結集といった5点の考え方に基きまして、三つのワーキンググループに分かれ、概算要求に盛り込まれました約3,000の事業のうち440余りの事業を対象に事業仕分けが実施されました。しかし、この結果が、イコール政府の最終決定というものではなく、各府省では、事業仕分け結果の一定程度しか新年度予算へは繁栄できないというふうに伝えられております。

今回の事業仕分けは、予算の仕分け作業の公開、結果の公表など、国民も注目し、随分話題を集めたところでございます。しかし、評価もあれば批判もあるわけでございまして、例えば仕分け人に民間の人が入っており、越権行為ではないか。また、短時間の議論の中で一方的に仕分けをするべきではないなど、多くの批判もございました。仕分け結果につきましても、ノーベル賞を受賞されました科学者や、オリンピック代表だったスポーツ界の代表などが抗議の会見を開くなど、本当に、この結果が予算編成にどこまで生かされるのか、実際に見えてこない状況ではないかというふうに考えております。

さて、本町で事業仕分けを実施するとした場合、既存予算の必要性や、あるいは予算編成の透明性など、効果として出てくるものもあろうかというふうに思います。しかしながら、与謝野町のようなコンパクトな町、すなわち行政からも議会からも住民の顔が見えるような町で、この手法が適しているとは、私としては思いません。やはり行政も議会も住民の意見を十分に聞き、その意思を繁栄させながら議論していくことがベストではないかというふうに考えているわけでございます。したがって、来年度の予算編成に向けて事業仕分けに取り組む考え方は、現時点ではございませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、2点目のご質問、空き屋対策についてお答えいたします。当町におきましても若い世代の町外への転出、少子高齢化の影響を受け、空き屋が増加しているということは実感いたしておりますが、空き屋調査をいたしておりませんので、議員がおっしゃるように実数を把握していないのが現状でございます。これまで当町は交通の要所としての特徴を生かし、行政や民間の方々が積極的に分譲宅地や賃貸住宅の建設を進めてまいりました。その効果もあり、他市町に比べ比較的人口の減少の割合が少ない状況でございました。この施策が、いわば過疎化対策のかわりになるものであったというふうに考えております。民間にも、いい田舎暮らしというNPO法人も設立され、活動をされておりますので、あえて行政が空き屋対策を講じたということではなく、これらを推進していく担当課もなかったのが現状でございます。しかし、議員が言われますように

社会情勢が大きく変わりました。100年に一度の経済不況が我が国を襲い、新たな土地を求めて家が建つというような、そうした時代ではなくなってきたというのが現実でございます。こうした状況の中で、行政がどのような手段を講じることが求められているのか、また、議員ご提案の空き屋対策も含め北部市町の状況も調べ、今後の課題として十分検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上で、服部議員の1回目のご質問の答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 服部議員。

16番（服部博和） それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思っております。今、町長の方から答弁をいただいたわけでございます。あえて繰り返していくわけではないわけでございますけれども、予算の事業仕分けということは、今の答弁の中にもありましたように、そもそも必要であるか、必要であるならば、どこをどういうふうに持っていくかと、また、官から民へ、国から地方へという仕分けをしていくことが大切ではないんだろうかなということからスタートをしておるのではなかろうかなと思っております。また、地方自治体の場合には、本来、議員と担当課とが、町長の答弁の中にも少し触れられたと思っておりますけれども、議員と担当課が、やはり議論して決めていくということがベストだろうと思うわけでございますけれども、やはり議員には選挙、票をもらわなければならないという問題もあり、また、こうしてテレビでばっちり映されているところでは、なかなか厳しい追及といいますか、予算の削減等につきましては、できにくいという現状もあるのではなかろうかなというふうに思っております。

特に出身のことでありますら、また、それがなお一層、そういう傾向が出るのではなかろうかなと、それではだめだということはわかっておりながら、そういうような状況が出てくるのではなかろうかなというふうに思っております。そのために、やはり町民の代表と、それから地方自治体のことが理解できております他の市町村の職員さんとして、この事業仕分けのメンバーとなり、事業仕分けをしておられるというところが多いというふうに聞かせていただいております。他の市町村の職員さんに依頼するというのも、なかなか難しいかもわかりませんが、それはお互い、また、こちらから出向くというようなこともあるかもわかりませんが、やはり、その辺のところは上手にやっておられるのではなかろうかなというふうに思うわけでございます。しかし、これらのやり方というのは、あくまでも手法でありまして、目的は行政改革であるということをご存じだろうというふうに思っております。本当に今までの、この行政の予算の使い方、本当にむだはなかったんだろうかなと、いろいろな面でもむだはなかったんだろうかなと、やはりそこにメスを入れるという行政改革、ここにあるのではなかろうかなというふうに思うわけございまして、役所の場合は長年にわたって生活習慣で、民間では非常識だというようなことが、この役所の中では常識的に通っておるということが、かなりあるのではなかろうかなというふうに思っております。

具体的に申しますならば、町民にとってあまり必要でないという事業も今なら、今やれば交付税算入とか、補助金がつくからやっておこうというようなやり方が多々あったのではなかろうかなというふうに思うわけございまして、やはり町民が本当に望んでおるものをやっていく必要があるのではなかろうかなと思っております。これが一括交付金方式になりましたならば、握りでぼんと、限られた予算をいただいて、その中で町民の望むものをできるだけ安く

行っていくというふうに変わっていくのではなかろうかなというふうに思うわけでございます。そのためには1回目の質問の中で述べましたけれども、職員には、それを見きわめる目と、それをぬかりなく実施する手腕が必要になってくるわけでございます。やはりそこら時のところに焦点を当てていく必要があるのではなかろうかなというふうに思っておるわけでございます。

また、町長の方といたしましても、古くからのしがらみがたくさんありまして、そのしがらみで、前年並みの予算の計算を計上するということがかなりあっておると思います。やはり、その辺のところの事業の廃止という利点もあるのではなかろうかなと思うわけでございます。その辺のところもあわせてお考えがいただければありがたいというふうに思っておるわけでございます。

次に、空き屋対策について、2回目の質問をさせていただきたいと思います。空き屋がふえておるとするのは、私は産業の衰退に大きな原因があるというふうに思っておるわけでございます。いわゆる若者の働く場所が、この地域にない。よって、嫌々ながらでも都会へ出ていかなければならない。そして、都会へ出ていったならば、1回目の質問でも言いましたように、やはり田舎に帰れば、いろいろなしがらみやなんかがある。むしろ都会におる方が気が楽だというような傾向が、今まではあったのではなかろうかなというふうに思っておるわけでございます。

我々の時代、高校を卒業したときの就職者の数は、地元に残られる就職組の方も、かなり高い割合で残っておられたように思います。ところが、昨今の加悦校の就職組の方々の地元定着率というのは、本当にわずか数%であるというようなことから見ましても、やはりここに働く場所がないということを如実にあらわしておる例ではないだろうかというふうに思っております。

やはり今後は産業振興を図っていくことが、必要ではなかろうかなというふうに考えておるわけであります。また、同時に空き屋を活用したまちおこしでございますけれども、行政当局の方は空き屋の実態調査は、されていないという今、ご答弁でございました。しかしながら、固定資産税はきっちりいただいておられるということでございます。固定資産税を取っておられるのであれば、当然、やはりこの把握というのは、されておく必要があるのではなかろうかと、だれも住んでおられないけれども、固定資産税だけはきっちりいただきますよというのは、あまりにも行政としても問題があるのではなかろうかなというふうに思っております。

一つの例を申し上げますと、隣の但東町は空き屋の把握は完全にできておるといってお話を聞かせていただいております。これはやはり、その地域地域の区長さんを通じてきっちり把握をされておるといってございますので、お隣の但東町、豊岡市の但東町へ行かれれば、そういうことは教えていただけるのではなかろうかなと思いますので、その辺のところも調査をされながら、今後の対応に当たっていただきたいというふうに思っております。

それから、やはり空き屋にしておられる、いわゆる持ち主の方につきましても、やはり管理責任というものはついて回るのではなかろうかなと思っております。ですから、この空き屋は、どこのだれ平さんで、どこへ連絡すれば、即連絡がつくんだということは十分把握をしておいていただいて、管理責任をやはりとっていただく責任があるのではなかろうかなと、明確にする必要があるのではなかろうかなというふうに思っております。また、どうしても管理責任ができないのでありましたならば、先ほど1回目の質問で行いましたように、行政への無償譲渡並びに無償に近い値段で町の方へ、その物件を提供していくというふうにしていただく必要があるのではなかろうかなと。ただ単に、そのまま放置をしておいていただくというようなことになりましたな

らば、やはり我が町が今、掲げております観光への方向づけの中で、今後ますますふえてくるであろう空き屋の状況を考えましたならば、やはり朽ち果てて、大変見にくい存在になることは間違いないというふうに思っておるわけでございます。また、見にくいだけではなく、台風だとか大雪によって倒壊の恐れも当然、出てくるだろうと、危険性の問題もあると思います。また、空き屋は子供の遊び場となる可能性もありまして、火事を出す危険性というものも十分考えられるというふうに考えております。

ですから、やはり空き屋状況というものは行政の方がきちっと把握をしていただきまして、管理責任を明確にさせていただく必要があるんでなかろうかなというふうに思っております。それと同時に、やはり1回目の質問でも申し上げましたように、この空き屋を活用したところのまちおこし、いわゆる都会からの人口を流入させる一つの要因として十分考えていかれる必要もあるんでなかろうかなというふうに思っておるわけでございます。

1回目の質問の答弁の中で、前向きに検討していくというような答弁をいただいておりますので、重複した答弁になるだろうというふうに思いますけれども、2回目の質問に対して、さらなる答弁がいただければ幸いというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 服部議員の2回目のご質問にお答えいたします。先ほど出ておりました事業仕分けの作業の現場、ちょうど11月26日、東京へ出張してございまして、午前中に、昼からの大会まで時間がございましたので、実際に見てまいりました。確かに大勢の皆さんが順番並んで、その仕分けの会場に入って熱心にノートをとったり、その様子を見ておられるのを目の当たりにしてまいりました。そういった意味では非常に今まで透明性の欠けていた、そうしたことが多くの皆さんの関心を引き、また、予算の削減のための、そうした事業のやり方について、多くの皆さんの注目をされていたということもよくわかりましたし、その中で私自身が感じたことは、やはり仕分けをする方と、そのグループの皆さんと、その官僚の方たちとのやりとりに、やはり非常にずれがあるという感じをいたしました。確かに、それぞれ初めてのことでございまして、そうしたことの中身ができていないという、そういうところでの受けとめ方が違う。あるいは、はっきりとした目的を示してはおられますけれども、その中でのやりとりの、ただ、予算を切っていくという、そういう作業に思えて、なぜ、その事業が必要なのか、あるいはなぜ、その事業が必要でないのかといった点が、時間の限れた中での作業でしたので、その辺がちょっと時間的な問題や、そういう戸惑いが、それぞれの立場での戸惑いがあったのではないかとこのように感じました。そうした意味では、これをされました大きな目的の中で、大勢の国民の皆さんに対して透明性を高める。あるいは、決められ方が、どういった格好でされているのかというのが今までとの違いがよくわかったのではないかなという点では、非常に大きな効果があったのではないかとと思ひますが、しかし、そのことが即、実現していくのかということについては、先ほども申し上げましたように、これからの決定を待つということになろうかというふうに思ひますので、そうした手法を、この与謝野町にということについては、国のそうしたシステムと、我々のような地方自治体のシステム、つまり町長も住民から選ばれ、議員の皆さんも住民から選ばれ、そして、この議場で、やはり自分たちの町の、そうした将来のこと、あるいはその予算について、議会で、それらを述べて、皆さんにお知らせするという、まさしく、この議会民主主義の大事な場面でご

ざいますので、果たして、よその町の職員さんに、自分たちの町の中身を調べてもらうということではなしに、やはり自分たちの町は自分たちできちんと、住民の皆さんに見える形でお知らせを公開しながら、自分たちの町の方向性を決めていく、そうした能力を我々も含め、議会の皆さんも含め住民の皆さんの前で明らかにしていくということの方が、私は非常に大事ではないかというふうに思っております。そうした点で、一つの国の取り組みとしては、非常にいろいろな意味で評価も、デメリットやメリットがあるというふうに思います。そうした意味では、町の行革の委員さんたちにお世話になっております、そうした会議、あるいは総合計画の会議も、審議会も、やはりそうしたことを住民の皆さんにお知らせする大事な場面でありますので、そうした中に多くの住民の皆さんの代表が入っていただき、住民の目線で、やはりそれらをチェックしていただくという、そうしたところに私自身は大きなウエートを置いていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の空き屋の件でございますが、先ほどちょっと私自身が意味がわからなかったんですけども、空き屋の管理につきましては当然、税金という、そういうものをしますので納付書をきちんと発送して、それに基づいてしておりますので、どういった内容だということについては、税務課の方でもきちんと把握をしているというふうに思います。ただ、その空き屋をどういうふうに今後、活用していくのか、あるいは、そうした実態をやはりきちんと調べて、今の現状がどうなのかということは、これは調べる必要があるというふうに思いますので、それらにつきましては、例えば、福知山、あるいは綾部市あたりも、そういう空き屋バンクというような形で住民の皆さんにも公表しておられますので、そうしたことを取り組んでいくということについては、今後検討してまいりますというふうに思います。

不十分な、そのことによりまして町の活性化が少しでも進んでいくような情報として、皆さんと共有してやっていくという、そういうことが大事ではないかというふうに考えております。以上で、答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 服部議員。

1 6 番（服部博和） いろいろとご答弁いただいて、ありがとうございました。

先ほどから申しておりますように、年々、空き屋はふえていく傾向にあるわけでございます。ぜひとも早急に空き屋バンク等の研究もしていただきまして、この町で、この空き屋の有効活用等も考えていただきますよう、お願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（森本敏軌） これで、服部博和議員の一般質問を終わります。

次に、6番、家城功議員の一般質問を許します。

家城議員。

6 番（家城 功） 議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

今回、私は事前通告のとおり太田町政の4年間を振り返りと題しまして、今後の町の方向性と来春4月に実施されます町長選挙の出馬に対する町長のご所見をお聞かせいただきたいと思います。

我が与謝野町は、いわゆる平成の大合併で旧岩滝、加悦、野田川の3町が一つになり、誕生して4年が経過しようとしております。当初は宮津、伊根を含む1市4町での合併協議会が進めら

れておりましたが、その後、解散され新たに旧3町での合併協議会が立ち上げられ、平成18年3月1日より与謝野町としてスタートが切られました。太田町長におかれましては、合併協議会のときから中心的役割を果たされ、新町誕生に向けて多大なご尽力を注がれたとお聞きしておりますし、また、合併後、最初の町長選挙では107項目のローカルマニフェストを掲げられ、出馬され、大変厳しい選挙戦を見事に勝ち抜かれました。あれから4年、初代町長として総合計画や行政改革大綱など、新たなまちづくりの基盤となる将来の方向性を示した各種計画が策定され、また、マニフェストに基づいた各種施策が推進され、十二分にその役割を遂行されたのではないのでしょうか。

マニフェストの安全、安心、快適な住みよいまちづくでは消防整備計画に基づく消防資機材の整備、各施設へのAEDの導入、住宅改修支援制度の創設、法律相談や債務相談等の各種相談所、相談会の開設、地域防災計画の策定、簡易水道施設の整備、そして、地域コミュニティバスのひまわり運行など、二つ目の地域とコミュニティをはぐくむまちづくりでは、有線テレビの拡張事業の推進を初め毎年の町政懇談会の実施や自治振興補助金の充実、また、町民憲章や町の花、町の木の制定、公民館活動などの推進などをされてきました。

三つ目の教育、子育て支援と福祉のまちづくりでは、学校施設の耐震工事、出産に係る各種支援や助成の拡充、児童・生徒の医療費無料化、早朝保育や時間外保育の充実、小規模多機能施設の建設などを支援されてこられました。

四つ目の頑張る企業や、起業を応援するまちづくりでは、商工業者への各種支援や助成の整備、観光振興ビジョンの策定、自然循環型農業の推進、優良製品の認定や町外へのPR活動など、また、5番目のむだのない行財政運営のまちづくりでは、行財政改革の推進、職員定数の見直し、また、給与や賞与の抑制など、ざっと浮かぶだけでも町長の進めてこられたまちづくりの基盤整備について、大変評価できるものではないかなと考えております。

私が評価できる立場ではございませんが、町長の与謝野町1期目のまちづくりの基盤整備としては、まず、及第点は、はるかにクリアされたのではないのでしょうか。しかしながら、私個人の会見かもしれませんが、町長が常に口にされ、主張されております持続可能なまちづくりについては、これからの肉づけをどうしてか、本当の真価を問われるところではないかと感じております。

私が思い描く持続可能なまちづくりの姿とは、持続可能な財政運営ができることであり、将来を担う次世代の人、すなわち若い人がどれだけ多く、この町に残って生活してくれるかということではないかと考えております。財政においては、低迷する地場産業など、今後、どういった方向で支援すべきか、厳しい景況の中で、町民の暮らしをどういった方向に導いていけるのか、政権交代による影響や地方へのしわ寄せは大丈夫なのかなど、多くの問題を抱えながら合併後10年で交付税の暫定特例が切れ、その後5年間で段階的に削減され、最終的には交付税がおおよそ7億円ほど削減されるのではないのでしょうか。これを見越した財政運営、すなわち予算の削減をどのように行うべきか、非常に重要な部分になるのではないのでしょうか。

将来の人材育成と確保については、まず、地域産業を育成し、定住できる環境づくりをすることが必要になってきます。地場産業の織物や農業の振興は当然のことですが、新たな産業を確立させていくことも必要になるのではないのでしょうか。何度も申しますが、私は太田町長が、

この与謝野町の初代町長としてまちづくりの基盤整備、骨組みを、この4年間一生懸命に取り組んでこられたことは議員の立場からも、また、一町民としても大変高く評価させていただいております。しかしながら、与謝野町が持続可能なまちづくりを今後、目指すならば、太田町長が今後の道筋をきっちりにつけられ、ご自身で築かれた骨組みに対して肉づけをしていく責任があるのではないかと、そういったふうに考えております。

そこで町長にお伺いいたします。まず、一つ目、去る9月25日に宮津JCによるマニフェスト検証大会が開かれました。前回の選挙では骨組みをきっちりと整備することが大きな目標でしたが、4年間務められ、その目標にどう近づいたかということをお考えか、お答えいただきたいと思っております。

二つ目、ずばり3月末で1期目の任期が満了になりますが、2期目を目指し立候補されるお気持ちはおありになるのでしょうか。

三つ目、もし立候補されるとしたら、でき上がった骨組みと基盤に対して、どういった肉づけをされていこうとお考えか、以上、三つについて町長にお聞きし、1回目の質問とさせていただきます。

議 長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 家城議員、ご質問の、太田町政の4年間を振り返り、今後の方向性と、4月に実施される次期町長選挙についてお答えいたします。まず、私が前回の選挙戦でお示いたしましたローカルマニフェストの骨子は、5点でございます。先ほど家城議員もおっしゃいましたように、一番目、安全・安心で快適な住みよいまちづくりをしたい。2点目、地域とコミュニティをはぐくむまちづくり。3点目、教育、子育て支援と福祉のまちづくり。4点目、頑張る企業や、起業を応援するまちづくり。5点目が、むだのない行財政運営のまちづくり。この5本の柱に基づきまして、新しい町の出発でございますので、具体的な107項目を示して、合併後の3年半、渾身の力を振り絞りまして町政運営に当たってまいりました。これにつきましては、先ほど家城議員から高い評価をちょうだいいたしましたことに対しまして、本当に身に余る光栄でございます。

私のマニフェストにつきましては、去る9月25日、宮津青年会議所主催によりますマニフェスト憲章大会におきまして、全体としては、おおむね70点の評価をいただいておりますが、残りが30点もあり、まだまだやり残しがあるというふうに感じております。

1期4年間は、新町のまちづくり方向性を示す各種計画の策定、あるいは持続可能なまちづくりのための業財政改革、各種施策を推進していくための組織づくりなどを中心でございました。しかし、町政懇談会等で住民の皆様の意見も十分お聞きし、学校の耐震工事を初めとする各種防災対策、町営バスの運行、地域情報化の推進、各種福祉施策の推進、水道や下水道整備の推進など、実際に実施に移したものも多くございます。そういった観点から考えますと、私自身は及第点ではなかったかというふうに考えているところでございます。

また、議員ご指摘のとおり、持続可能な行政運営につきましては、将来を担う若者がどれだけ本町にとどまってくれるのかにかかっているというのは、私も、そのとおりであるというふうに思っております。そのためには、頑張る企業や、また、企業を起こそうとする企業を、これまで

以上に応援して、就労場所を確保することや、あるいは子育て支援と福祉のまちづくりをさらに進めて住みよい住環境の整備や、安心して子育てができる、そうした施策を打ち出す必要があるというふうに考えております。しかし、財政においては、三位一体の改革に始まった補助金や交付税の削減、さらには地方交付税の抑制で、大変厳しい運営を余儀なくされております。さらにまた、合併特例が切れる平成27年度以降を見据えた財政運営や庁舎、あるいは公共施設の統廃合にも取り組まなければならない時期に来ており、これからの与謝野町の行政運営は、これまで以上に困難で大切な時期であり、これをやり遂げてこそ、持続可能なまちづくりの完成と言えるのではないかとこのように考えております。

なお、2期目を目指して立候補されるお気持ちはとのご質問につきまして、ただいま、まだ考慮中ということで、この場での自分の身体についての表明は、いましばらくお待ちいただきたいというふうに考えております。

3点目の、もし立候補されるとしたらというご質問につきましても同様に、今まだ、整理をしておりませんので、その段階でしかるべき時期にできるだけ早く自分の身体を明らかにさせていただきたいというふうに考えておりますので、不十分なお答えしかできませんが、以上で、家城議員のご質問の答弁とさせていただきます。

議 長（森本敏軌） 家城議員。

6 番（家城 功） 今、ご答弁をいただきまして、私も一つ目のローカルマニフェストを基準としたまちづくりの基盤整備につきましては、非常に高い評価ができるものではなかったかなと、私も常にかけております。

二つ目、三つ目の質問に関しまして、もう少し心強いお答えがいただけるのではないかとこの期待をしておったわけですが、それぞれご都合も、お考えもおありの中で、いろいろとあると思えます。そういった中で、やはり1回目の質問でも言いましたが、やはりまちづくりの骨組み、また、基盤づくりについては十分なお仕事をされ、その肉づけをどうしていくかということが本当の真価を問われる部分でないかというふうに、私は常に考えております。

そういった中で、もし可能ならば立候補を決意され、せっかく築かれたまちづくりの基盤に対して、どのような肉づけをしていくかという思いを強くお持ちになられて、次の選挙も挑まれることを希望いたします。

ある方から太田町長の人間性について、お話をお聞きしたことがございます。太田町長はよきにせよ、あしきにせよ、こうしたい、こうするという決断をされるときには、一切気持ちもぶれず、初志を通される人であるというお話をお聞きしたことがございます。私は、次の4年間、そういった信念をよい方向に発揮され、持続可能なまちづくりをいかに可能にしていくか、大いに期待する1人の町民としてお願いを申し上げ、一般質問を終わります。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 家城議員の、本当に心温まる力強い発言に対しまして、本当に身の余る思いでございます。この困難な時期だからこそ、こうしたまちづくりの基盤に対して、どう肉づけしていくか。また、それ以外にも私自身、思うところがございます。しかし、今の時点で自分自身の整理が、まだできておりませんし、また、いろいろな皆さんのご意見も聞かせていただく中で、一定の時期にどうするという、自分の身体についての発表をさせていただきたいというふうに思っ

ております。以上でございます。

議長（森本敏軌） これで、家城功議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

10時45分再開します。

（休憩 午前10時29分）

（再開 午後10時45分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、一般質問を再開します。

次に、12番、多田正成議員の一般質問を許します。

多田議員。

12番（多田正成） それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、1番目に服部議員の方から同じ財政の、財政見込みや予算編成のことをお尋ねになって、町長からお答えをいただいておりますので、若干重複するかも知りませんが、お許しをいただきまして、質問をさせていただきます。

それでは、1問目の質問ですが、次年度の財政歳入見込みと予算編成について、お尋ねいたします。さて、月日のたつのは本当に早いもので、ことしも12月となりました。長引く不況に日本経済、地域経済と、ますます厳しい環境の中で新年を向かえようとしております。振り返りますと、昭和のバブル経済の絶頂期に国民の一人一人が豊かになり、生活環境が大きく変化してきました。それまで日本経済を支えてきた産業構造が崩れ始め、新産業の飛躍と産業形態の分かれ道となって勝ち組、負け組とまで言われた企業格差が出てまいりました。そういった環境の中で、私たちも早くから経営改善、企業改革、意識改革を求められていたものの、大半が、その変化に乗り切れず現実を向かえているのではないのでしょうか。

特に当地は織物が主幹産業だっただけに、経済の衰退は極端でありました。今にして織物にかわる産業もなく企業誘致も立地条件が悪いただけではなく、難しい社会状況とになってきました。当町も今般の一般会計補正で見られるように、法人税、たばこ税と、自主財源の減少補正となっております。今の地域経済の実態ではないのでしょうか。国では追加経済対策として中小企業の資金繰り、地域財政支援など、対策全体で20兆円、また、地方交付税の減収分2兆5,000億円から3兆円ほど肩がわりするとも言われていますが、当町にとっての既存財源の見込み、また、自主財源の見込みは、どのようになっているのでしょうか。ちなみに国の税収は46兆円を見込んでいましたが、37兆円に下がると予測されています。特に法人税は15兆億円の見込みが、3分の1の5兆円と、大きな見込み違いが起きております。所得税は1.5兆円の減収となるようですが、政権もかわり、既に事業仕分けなど、むだを省き、財源の確保に懸命のようであります。

当町の行政運営財政にも当然、影響してくると思いますが、当町の22年度の財源は、シミュレーションどおり確保できるのでしょうか。町長のご所見をお伺いいたします。

次に22年度の経済効果施策をお尋ねいたします。今、述べましたように日本経済、地域経済と厳しい環境の中で、20年度から21年度にかけて全町に情報の共有化を図るため大きな事業に取り組んでいただき、今も進行中であります。22年4月の開局に向けて、既に新規の申し込

みが50%を超える受け付けをされていると聞いております。こういった事業は地元業者の活性化と住民の将来への投資につながり、地域経済効果が期待されますが、さて、新年度、22年度の予算概要とともに、次なる経済戦略事業は何を重点とし、当町としての仕組み、施策はどのように考えておられるのか、町長のさらな展望をお尋ねいたします。

次に、行政改革委員会の5カ年で20億円の経費削減の答申を受けられ、20年度は2億7,500万円の削減目標のうち2億5,800万円の削減で93.8%の目標達成率となっています。21年度は2億7,800万円の削減目標で、達成率は、まだ、決算が済んでおりませんから、わかりませんが、その辺はどのような見込みになっているのでしょうか。22年以降、24年まで4億8,000万円が3カ年続く削減目標で新年度からは赤字財政のシミュレーションとなっています。想像以上に依存財源も厳しく、当然、自主財源も厳しい状況の中で新年度からは、ことしの倍近い削減目標になっています。目標を達成するには政府のまねをするわけではありませんが、当町もむだがないか、徹底的に事業の見直し、あるいは事業仕分けを検討する時期ではないかと考えますが、先ほど服部議員の、町長のお答えの中で、今は考えていないというお考えでしたが、再度、お尋ねをいたします。

次に、2問目の質問に入らせていただきます。次年度、22年度に向けて商工会との取り組みをお尋ねいたします。ご存じのように当商工会も合併され、部会も6部会と業種別の組織となりました。先日、商工会の役員の方々と産業建設委員会との懇談会をさせていただき、それぞれ部会ごとの取り組みで問題点が明確になったように思います。また、そのことによって業界ごとの要望が出てくるのではないのでしょうか。行政は要望を十分精査していただき、商工業者の活性化のために効果あるご支援を願うものであります。行財政も削減を求められる中で、金融支援、商品券事業、また、織物振興支援についても商工会を通じ、大変お世話になっていることも十分承知しております。しかし、現況はさらに厳しく、経済は待たなしであります。当町の実態に合った施策、制度の確立がお願いしたいのであります。現況の抱える問題は利子補給もありがたいと思いますが、しかし、それは体質改善にはならない。今、必要なことは持続可能な経営体質に改善させることが一番重要であります。そのためには制度の条件緩和が必要であり、思い切った施策で地域経済を制度で守り、活性化させられることが重要かと思えます。

そういった観点から自助、共助、公助、商助が最も大切で、金融機関、商工会とも十分話し合っていたいただき、確立のできる方法を願うものであります。

次は、提案は要望やお願いになるかもしれませんが、商店の活性化、商品券事業、地域振興券の方法、次は、織物振興、販売促進、商品開発、技術訓練センターの機械設備の充実、技術指導員の確保など、支援を願えたらありがたいと思います。

次に、建設業界の活性化であります。福祉と高齢化社会のとの取り組みなど、まだまだ考える余地があると思いますが、以上のような事業の取り組みにしても、やはり制度と公共性が必要であります。商工会との連携が重要と思えますが、町長の見解をお伺いいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

議 長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 多田議員、ご質問の1番目、次年度の財政歳入見込みと予算編成について、お答

えいたします。

まず、1点目の予算編成の時期だが、まず、財源は財政シミュレーションどおり見込めるのかとのご質問につきましては、今回の12月議会でご提案をしております一般会計補正予算（第8号）で町税の法人税割、町たばこ税、合わせて3,300万円を超える減額を提案いたしております。今年度当初の財政シミュレーションでは、これらの減額は想定できませんでしたので、来年度以降の修正が必至と考えており、これまでどおりの税収を得ることは非常に困難な状況であるというふうに認識いたしております。しかし、このように厳しい財政状況ではありますが、地方自治体は全国一律の行政サービス、いわゆるナショナルミニマムを国から課せられており、それに伴う財源として、地方交付税が担保されているわけでございます。現在、国でも来年度予算に向けて編成作業が進められており、本年度予算よりも1兆円を超える地方交付税総額の確保云々と、総務大臣から発言されているようでございます。もし、このことが実現されれば本町におきましても町税の歳入不足分は地方交付税で賄うことができるのではないかと、わずかな期待を持っているところでございます。

次に、2点目の平成22年度の当町の経済効果戦略事業は、何を重点とされるのかとのご質問でございますが、平成21年度は、議員がおっしゃるとおり岩滝、野田川地域の有線テレビ拡張事業に取り組んでおり、総額17億6,000万円という、本町始まって以来の大事業を進めております。これによりまして町内の電気工事店を初めとする事業所等には、かなり大きな財政効果が生じているものと考えております。平成22年度におきましては、去る9月議会で皆様にご承認いただきました6億4,000万円を超える加悦地域の有線テレビ更新事業を繰り越事業として予定しており、21年度から始まった住宅改修補助金とあわせて、町内の経済活性化策として効果が期待できるものというふうに考えております。

また、去る8月10日の集中豪雨による災害につきましても、その災害復旧事業の一部を22年度当初予算の計上を予定しておりますので、これも公共事業としまして町内の経済対策の一助となるのではないかとこのように思っております。また、現在、国では追加経済対策として、第二次補正予算が計画されており、本日、きのうですか、報道によりますと総額が7兆2,000億円を超える規模というふうに聞いております。詳しい内容までは現在のところわかりませんが、雇用対策、公共事業、地方財政の支援などが盛り込まれているというふうに報道されております。

21年度予算でございますので、大半が繰り越しということになるというふうに思いますが、これらにつきましても最大限、有効な活用を行ってまいりたいと考えているところでございます。

来年4月は、町長、あるいは町議会議員の改選時期に当たりますので、22年度当初予算は政策的な判断を要する経費を除いた骨格予算になるものというふうに考えております。このため経済効果を求めるような政策的な事業は、私を含め皆様方の改選後の6月議会に提案されることになるというふうに考えておりますので、経済効果戦略につきましては、現時点では、これ以上、言及いたしかねますので、ご理解がいただきたいというふうにお願いたします。

次に、3点目の行革効果20億円の数値目標だけではなく、事業仕分け、あるいは支援策の見通しが当町も必要な時期に来ているのではないかとのご質問でございますが、行政改革は本町が持続可能な行政運営を進めていくためには、避けて通れないことであり、どうしてもやり抜かな

ければならないというふうに認識いたしております。この行政改革の進捗状況につきましては、町のホームページに詳細を掲載しておりますが、議員のおっしゃるとおり平成20年度の行政改革元年の実績は2億7,500万円の目標に対し2億5,800万円、約94%の実績でございます。21年度につきましては、まだ、決算ができておりませんのでお答えすることができません。22年度以降は、さらに行政改革効果を上げる、そうした目標を立てておりますので、できる限りの手段と最善の努力をしてかなければならないというふうに考えております。

ご指摘の事業仕分けにつきましては、先ほど服部議員のご質問でもお答えいたしましたように、同じ答えになりますが、私は与謝野町に適した方法ではないというふうに考えておりますので、現時点で実施する考えはございませんので、ご理解がいただきたいというふうにお問い合わせいたします。

次に、2番目のご質問、次年度に向けて商工会との取り組みを問うにお答えいたします。商工会への支援は、地域経済の活性化に大きく寄与するものというふうに考えており、一般事業と特別事業への支援を行っております。また、野田川地域の織物技能訓練センターで製品開発にも取り組んでおられますので、織物振興事業への支援も行っております。一般事業は職員の人件費等の支援でございますが、特別事業では商業活性化事業として商品券事業、織物活性化事業では織機調整事業や織物振興事業、また、後継者育成事業として青年部事業に支援をさせていただいております。次年度に向けての商工会の取り組みでございますが、今年度は産業振興ビジョンの策定を行うということをしておりますので、次年度に向けてというよりも、もっと長期的な視点で取り組むこととしております。そのスタートとして、今年度、町内事業所に活性化の具体的な意見を求めるための事業所実態調査を商工会の職員と商工観光課職員が協働して行ったところでございます。さらに調査分析におきましても、協働で活性化施策を模索し、従来の産業振興施策の条件緩和や新たな施策を9月定例議会に提案をさせていただきました。また、商工会の役員の皆様と私との懇談会も行い、これからも継続して行うことを確認しております。

最後に、次年度では議員のご指摘の6部会からの具体的な要望がございます。その取り組みは、今後の地域経済の活性化を多く左右するものと期待をいたしておりますので、十分調整の上、支援を検討したいというふうに考えております。以上で、多田議員へのご質問の答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 多田議員。

12番（多田正成） どうもありがとうございました。

まず、1問目の財政と予算についてでありますけれども、町長も、先ほども言われましたように、交付税などということ考えていると、ですから、当面どうのこうのという問題ではないような、私の言い方が単純ですけれども、そういったお答えではなかったかなというふうに思いますけれども、今、国の方で政権が変わりまして、いろいろと財政について、経済対策について模索をされたり、きのうも閣議決定をされたりしておりますけれども、私は、経済状況が非常に、国も地方も悪いものですから、国の方も必死になって、そういうことをやっておられるんですが、国の財政だけの中で仕分けをしたりとかいう問題ではなしに、今、何が重要なと、地域にとって何が重要なと、国の大きな問題は、私は、それは申し上げるほどの人物でもありませんし、町内を考えてみても、織物が急激に衰退してしまい、それを次に、何を経済効果を起こしていく

かということ、今、国が環境立国を目指しておりまして、産業界では、自動車業界ではハイテクだとか、そういった分野で生産を成長させておりますし、当町には、そしたら環境で、どう生きれるんだ、何ができるんだというようなことを十分模索していただいて、次の22年度は手を打っていただけたらという思いがありまして、このようなことを聞いておるんですが、役場の財政だけではなく、役場の財政の持続可能なんではなしに、町民が持続可能な経営をしていく。また、暮らしをしていくということに重点を置いた施策を取り組んでいただくことが、私の願いでありまして、そういったあたりの検討をしていただくことが重要で、きょうまでの予算編成を見ておりまして、例年のごとくずっと各課がありまして、その中で若干出入りはありますけれども、同じ体質のちょっとした補助施策というのか、支援施策というのか、そういうふうに見えてなりません。

本来、町長がお考えになった、この20年から21年にかけて17億何ぼか言われましたけれども、ああいった事業が今、非常に必要でして、これは町長の功績ではないなかというふうに私は思っております。

次に、22年度から、特別そういったものがないように思います。また、例年のごとく各課が予算を編成して、その事業をしてきた。それは当然の営みでありますけれども、やはり今、私たちが困るのは、明日への希望というのか、それがなぜかといいますと、まだ、高度成長のときの経営状態を足を引っ張りながら、皆さんに迷惑かけまいと思って一生懸命頑張っているのが実態でありまして、そこをどう改善させていくかという施策を考えていただくと、おのずから答えが出てくるのではないかなと、そこにいろいろな施策、観光課長とも話しておるんですが、いろいろな制度、いろいろな施策があります。しかし、そこに乗る方は非常に順調なんですが、そこに乗り切れない経営者もたくさんおられます。そこで町行政という施策が必要になってくるのではないかなと、それには町行政だけではなく、商工会や金融機関と三者懇談会もあるようですし、そういったあたりで本当の真の町の経営状態が考えていただけたらと思ひまして、予算も大事ですし、そのことも大事なんです、そういう施策が打てないかなというふうに思ひ、その施策の展望を町長にお聞きをしました。何か新年度というか、来年は、先ほども言われましたように、町長選挙があつて、また、新しい制度になって、議員もそうですし、その中で、また、新しく組み立てるんだというではなしに、やはり20年から21年にかけて、この経済不況の中で大きく国から予算を引っ張られて、経済効果をもたらしていただきました。やはりそういったことをさらに飛躍させていただくというのか、次なる展望に向けて町民を守っていただきたいなというふうに思います。当然、自助努力が一番最優先されなければなりませんけれども、そこを考えていただけた、ご答弁がいただきたいなというふうに思っております。

それから、2問目の商工会の取り組みにつきましては、先ほど経営改善、金融制度、条件緩和ということを申し上げました。具体的に言いますと、この町は織物で形勢されてきた町であります。町長もご存じのように、織物というのは、小さな窓口で大きなお金を動かすのが特徴の町でありまして、「こんにちは」ということを、火鉢を置いて、そこで五つ玉のそろばんを置いて、そこで相場をラジオで聞きながら商売していく、その中に何億という大きな商売をされた町であります。農業が主体の町だとか、サラリーマン、ベットタウンが主体の町だとかは、また町の形勢が違ふと思ひますけれども、織物で栄えた町が、ここ10年、20年で極端に5%、全盛期か

らいますと5%を切るほどの落ち込みであります。それにかわるものは何もありません。

ですから、そこに、そのときの経済状態が、まだ、足を引っ張っているのが今の実態であります。そこに安心借換制度、具体的に言いますけれども、府の方からありますけれども、前回も言いましたけれども、その枠の中で1億円売り上げられた方が3,000万円とか4,000万円の運転資金だとか、事業資金は当たり前のことで借金ができてしまいます。しかし、売上は、ここ10年ほどで1割以下に落ちてしまっている現状がある。そのくらい極端になっています。借金も同じように下がってくればいいんですが、皆さんもご存じのように借金は、なかなか返せるものではありません。そうすると収入と支出のバランスが合わないような、そうかといって、皆さんにご迷惑をかけまいと思って一生懸命、そこをやりくりしながらやっておられるのが、今の現状で、そこを十分精査していただいて、安心借換制度でも1,500万円が限度と言われますと、例えば2,500万円とか3,000万円ある方は、例えば1カ所で2,000万円とか3,000万円ならいいんですけども、商売というものはやっているうちに、こちらに500万円、こちらに800万円、こちらに1,000万円という借金ができてしまうのが商売人の現状であります。そこを、それなら景気が悪くて、売上が落ちたからまとめようと思うと、例えば1,500万円では条件に合わないということで、金融機関に相談にも行けないという現状があります。そこに任意の当町としての条件の中で、そこをどう緩和してあげるかというような制度が必要ではないかなと、私は強く要望をしております。

利子は本当にありがたいんです。それは利子補給というのは、もう1年間返済もでき、利子も払った中で、後で申請して、その10%を補助でいただくという、助けていただいておりますということで、非常にありがたいんですけども、それは改善にはならないんですね。体質の改善にはならないんです。その改善をさせれば、利子補給は自己責任ですから、自分が金利が安いのを選んで払っていくというのは自己責任ですから、それは自己責任だと思うんですが、制度は、やはり行政でつくっていただかないと、そこに物すごい矛盾がございまして、しつこいように言いますけれども、そこを十分考えていただきたいなと思います。

それと次に、2点目ですけれども、商店の活性化ということで商品券が、これは町長にちょっと聞いていただきたいんですが、提案をしたいと思います。例えば、今回でも職員さんの給料カットがありました。このことで職員さんも大変痛手をこうむります。ですから、その商品券で給料の、例えば1人に3万円でも商品券で給料を渡していただく、そこにプレミアムがついてますから、カットされた分は、そこへできるという、そういう考で、方法論なんですけれども、そういう知恵を出していただいて、やっていけば、1人3万円、毎月、給料しますと、一月に900万円、そうすると年間で1億何ぼ、それは、なぜそのことを言いますかといいますと、今、景気が悪いので、福知山の方に勤められます。勤めた方がお仕事を終わられると、福知山のスーパーで買い物をされてくるんですね。そうすると町の、地元の商店も物が売れないという現状で、悪循環が起きております。ですから、我々も含めてですけれども、給料がカットされた分、プレミアムで職員さんにカバーできるし、その券は商店しか買えないで、商店にもお金が回るしという、そういった方法論、一つの例えですけれども、方法論があります。そういったような商品券が出せないかなと、そういったことが商工会と取り組めないかなというふうに思います。これはもっと詳しく言えば言えるんですけども、そういった思いもございまして、そこら辺も十分考えて

いただけたらありがたいかなというふうに思います。

次は、織物の方ですけれども、これは先ほども言いましたように、お願いですので、今後とも引き続き、ぜひともお願いしたいと思ひまして、2回目の質問を終わらせていただきます。ご答弁いただけましたらありがたいと思ひますが。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 2回目の多田議員さんのご質問にお答えいたします。先ほども申し上げましたけれども、非常に減額の3,300万円でしたか、減額をする補正をさせていただいたということになりますと、収入がそれだけ減ってきているので、今、立てている財政シミュレーションは、それにあわせて、後年度どうなるということの予測を、やはりしていかならんので、今のシミュレーションのままではいいとは言えない。それにあわせて財政シミュレーションを組み立て直すということが必要かというふうに思っております。

その中で持続可能な、そうした町をつくっていく上で、先ほど出てきましたように歳入と歳出のバランス、その中で、どういうふうに、その予算配分をしていくかと、そのことが大事になってくるわけですけれども、先ほど言われました、まさしく、この次の選挙のときの、その22年度の予算につきましては、先ほども言いましたように、今の段階で政策的な金額といえますか、予算を組むということとはできないわけで、どなたが新しい町長になれるのか、あるいはどういう皆さんが、議員がなられるか、わからない中で、そのどういう施策を皆さんが望んでおられるのかということをお問うのが選挙でございますし、その施策の中身を、やはり選挙で知っていただく、そうした上で住民の方に判断をしていただく、そのための今回、初めて取り組んだローカルマニフェストの選挙をさせていただいたということは、町長なり、これは議員の方もつくれるわけですから、町長なり、今後、この町を担っていくのに町長は、どういう考え方で、それを施策として、どういうものを繁栄させていこうかということをお示しをする、理解していただき、また、その中でのご議論をいただく、そういうために、このローカルマニフェストというものを立てたわけですから、今の段階ですと、つくれるものではないですから、今のは、まだまだ4カ月ございます。今、私が掲げているローカルマニフェストの少しでも、一つでも前へ進めていけるような施策を、まだ、あとあります、残された期間でありましても、それはきっちりと仕上げていくような姿勢を持って進めていきたいというふうに思っておりますので、次年度についての予算について、今、私の方から口を出すということではできません。そういうことで、そのことも、ぜひご理解いただきたいというふうに思います。

それから、それぞれの、いろいろな制度につきましても、先ほど申し上げましたように9月議会で、今までの制度とは、やはりいろいろな条件緩和をしたりすることについては、町が決めたのではなしに、先ほども申し上げましたように、商工会の職員とお互いに問題点、あるいは課題をどうしたらいいかということをお協働で論議した上で、この9月議会に上げさせていただきます。ですから、町が勝手に決めて、こうこうというのではなくて、やはりそれも予算の限りのある中での工夫を、それぞれがして掲げた制度でございます。ですから、その制度のもとでは町でつくっていくというだけではなしに、この商工会との関係の中では、そうした商工業者の方たちとの話の中で、町のでき得る、そういう制度を、仕組みをつくって、それをご提案させていただいたということですので、そういった姿勢は今後も持った格好で進めていきたいというふうに思っ

ております。

それから、商品券のことにつきまして、職員の・・・。その商品券でどうかということですが、これは労働基準法の中で賃金は通貨で直接労働者に、その全額を支払わなければならないというふうに地方公務員法、両方あるんですね、ちょっと私もわかりません。地方公務員法と両方で、そうしたことが書かれております。ですから、それはできないということでご理解がいただきたいというふうに思いますし、それもですけども、できるだけ町民の方が地元の商店、あるいは、そこで買うということは、これは選択は自由でございますので、そういったことを呼びかけていく、たばこの場合もそうでしたね。たばこは地元で買ったなら、そのたばこの税金が町に入るということで、地元でたばこを買いたまおうという、そういうあれもありましたけれども、やはりそういった努力を商工会みずからも、やはりしていただかないと、商工会の会員さんが、そしたら絶対、地元の町で、すべて買い物をしてもらえるかということ、そうではない、それはしばれませんから、当然そういうこともありますし、やはり商工会の方も、ぜひ自分たちの町で、特に商工会員の皆さんのところから買うということ、まず基本にさせていただくような打ち出しも必要ではないかなというふうに考えております。ひょっとすれば漏れている中身があるかと思えますけれども、いずれにしても来年度予算につきましては、そうしたことで政策的な内容は入っておりませんし、それをどこまで確実に、21年度で決めたことを、次に繰り越してやるような事業につきましては、これはもう財源がはっきりしているわけですから、それでさせていただきますけれども、それ以外については、やはりまだ、財源等もわからない状況の中で、また、そうした、どういう方向性を目指していくんだということが明確になっていない今の時点で、それらについて述べさせていただくことについては、差し控えさせていただきたいと思えます。

議長（森本敏軌） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） ありがとうございます。それでは、町長に何か、次の展望を聞かせていただいで、私たちも一生懸命頑張ろうかなというふうに思っておったんですが、その次に選挙を控えておりますので、それは僭越だという思いが町長の中に出ているのではないかなと思って、それは理解をさせていただきます。しかし、20年、21年、やはり当町にとっては大きな事業をしていただきました。こういった事業が22年度以降も何かアイデアが出て取り組めるような町になってほしいなというふうに思っております。それも27年までの合併特例債という限られた中での事業もできるかと思えますので、よろしくその辺もお願いしたいと思えます。

それと、先ほど商品券のことを言われました。確かに、法律で、そういうふうになっていると思えますけれども、私は例えを言っただけで、それはいろいろな方法が、直接は渡さなくても方法があるだろうなという、その方法論は知恵でしかないわけですから、それは十分可能かなと、そうしますと職員さんの給料カット分がプレミアで返ってきますから、職員さんも助かるし、地元の商店も活性化するという、その原理を申し上げておるだけで、する方法は、また法律や、いろいろなことがありますので、また考えていただけたらというふうに思えます。

そういったことで、町長もいろいろと考えていただいておりますけれども、今、大切な時期ですので、なかなか・・・た話ができないかもわかりませんが、私も質問を終わらせていただきますけれども、ぜひとも、その施策を打ち出して頑張りたいと思えますので、よろしく願いいたします。終わります。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） 職員の給与については、そういう知恵をとということですが、それについては、はっきりと、もう知恵はないということでは法律で決まっていますので、それはないということ、まずご理解いただきたい。ほかの方法で、いろいろな形の中で商店も活性化していくような方法はあるかというふうに思いますけれども、例えば、クリスマス会をする時の商品を商工会の、そういうものを使うとか、それはできると思うんですけれども、給与については、これは一切アイデアも何も、法律に反することですので、それはできないということをご理解をいただきたいのと。

先ほども何回も申し上げておりますように、まだ、自分の身体について申し上げていない中で、いろいろな問題もありましょうし、単なる財政の問題だけではなく、今後のまちづくりにも大きな課題があるというふうに思っております。それらを自分自身で整理した上で考えさせていただきたいというふうに思っております。

議長（森本敏軌） これで、多田正成議員の一般質問を終わります。

次に、7番、伊藤幸男議員の一般質問を許します。

伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 日本共産党の伊藤幸男です。

それでは、私は事前通告に基づき地域経済の活性化に向けた町内業者対策について、一般質問を行います。

100年に一度と言われる深刻な地域経済のもとで町内業者の営業と暮らしは大変な事態に直面しています。地域経済活性化の主役は地元業者であり、総合計画での商助規定から見て、まちづくりの上からも、また、地域での雇用の確保、促進から見ても、地元商工業者の役割は極めて重要だと考えています。もちろん町税収入などの確保のため、地域循環型の経済を定着、促進させる上でも大きな役割を果たすのは地元業者ではないでしょうか。こうした中で、現在、圧倒的多数の地元零細業者には金融機関の数年前のような貸し付け貸与は、貸し渋りなどによって行われていないために、営業も暮らしも続けることは極めて深刻な状況に立たされています。

与謝野町では、地元業者の仕事づくりとして、下水水洗化事業や学校などの耐震改修工事、KYT、加悦有線テレビの全町への拡張事業、そして、地域循環型経済の取り組みとしての住宅改修助成制度など、精力的に進めていただいています。しかし、こうした町の取り組み努力を超える、かつてない経済情勢、現在の極めて厳しい地域経済のもとで地域経済の活性化に向けた町内業者対策をどう進めるのか、どう対応していくのか、この点を中心に質問させていただきたいと思っております。

質問に入る前に、この質問テーマにかかわる地域経済の中小業者などを取り巻く情勢を、私の私見も含めて述べさせていただきたいと思っております。

一つ目、旧政権の自民、公明政権が進めてきた外需優先、内需切り捨ての構想改革路線によって、日本の中小業者と地域経済は痛めつけられ、その上、アメリカ発の経済金融危機のもとで原油、原材料高騰、大企業による違法な下請切り、銀行による理不尽な貸し渋り、貸しはがしで、突然の経営難に追い込まれるなど、二重、三重に苦しめられています。昨年度の1年間で三大バンクの貸し付けは大企業にはふやす一方で、その反面、中小業者には何と2.6兆円も減らして

います。一般補償制度に導入された責任共有制度についても廃止し、全額保障制度が強く求められていると思っています。

二つ目、そもそも中小企業、零細企業というのは、短期的な利益よりも雇用の確保や地域への貢献、地域経済への波及効果があり、もうけが地域経済に還元されることです。また、すぐれたものづくり、技術を持つ経済、文化資源であり、地域経済に根差した社会貢献を果たしているなど、日本社会と経済にとってかけがえのない役割を果たしています。内需主導で日本経済を立て直すことが強く求められている今こそ、中小企業が生き生きと、その力を発揮できるように国と自治体が力を合わせ、本格的に支援することが求められてると私は考えています。今までの旧政権のような構造改革路線の整理では、この中小企業の本来の役割は果たせませんし、ものづくりの技術、ノウハウも社会貢献も失われ、日本の、また地域の貴重な財産の損失になると私は思っています。

三つ目、国の中小企業予算は、この間、どんどん減らされ、ことしはなんと1,890億円で、一企業当たり4万5,000円にすぎません。一方、米軍の思いやり予算は2,879億円で、米兵1人当たり811万円であり、中小企業予算は、わずかその180分の1というありさまです。金がないと言いながら、その一方で、その間、莫大な内部留保をため込んできたはずの大企業などには、研究開発減税初め、さまざまな優遇支援制度をつくり莫大な税金をつぎ込んできました。

四つ目、冒頭にも申し上げましたが、私は従来から、中小企業というのは零細業者や農業も含め地域経済の主演であり、まちづくりの主人公であると考えています。

五つ目、世界では中小企業の活動が進んだ欧州で、60年代ころから諸問題を抱え、これらを契機に中小企業憲章の制定や基本法、条例の制定の取り組みが起り、中小企業の振興策では先駆的な取り組みがなされています。日本では中小企業振興条例とか、地域振興基本条例などと呼ばれている自治体の中小企業条例は、現在、全国に広がっています。中でも東京墨田区の条例が全国に知られており、30年前の79年に制定されています。担当課ではご存じかと思しますので、詳細な説明は省きますが、この予算は一般会計に占める中小企業予算の割合が4%に達しており、中小企業センターと産業会館を持ち、多彩で先駆的な取り組みをしております。

六つ目、この間、原油高騰やアメリカ発の経済金融危機の影響も受けた激動的な経済情勢の中で、全国各地の少なくない自治体では、地域経済を守るために地元業者を救済支援する、独自の融資制度を設け、保証協会の協力を引き出すなど、意欲的な努力もなされています。100年に一度と言われる現在の経済不況のもとで、新自由主義の考え方による自己責任の責任共有制度は、実質的に崩壊していると考えっております。

七つ目、町内業者の皆さんの営業と暮らしは極めて重大な事態に直面しています。例えば、父母の年金に頼らざるを得ない事業経営、子供の教育費、学級費の負担にも悩む業者の方、長い期間にわたり仕事が激減し、臨時の勤め先で事業主に資金繰りのための借り入れの肩がわりをさせられた元業者の方々、現在の大変厳しい経済情勢を繁栄していると考えています。最後に、このように今後も一層厳しい地域経済の情勢が続くと言われており、この町では多くの零細企業もありますので、担当課では下請代金支払い遅延防止法、家内労働法初め中小零細企業を守る法律や諸制度をしっかりとつかみ、関係機関とも連携し、これを存分に生かした行政としての指導性を発

揮していただきたいと思っています。

それでは、こうした厳しい地域経済の情勢などを踏まえて質問に入ります。

第1点目の質問は、産業振興ビジョンの策定中と聞きますが、今後の課題として地域振興基本条例、もしくは中小企業振興条例など、本格的に位置づけをすることが求められていると考えています。どのように考えておられるのか、見解をお聞かせいただきたいと思います。

第2点目、町独自の融資制度は、責任共有制度の関係で廃止したわけですが、現在、未曾有の深刻な経営に直面している地元業者、中小零細業者を支援するために緊急に再開すべきだと考えておりますが、いかがお考えなのかお尋ねしたいと思います。隣の京丹後市では現在、市独自の融資制度を持っています。

第3点目、またかつて旧加悦町で実施していた地元業者の暮らしの資金50万円貸付制度を創設することも大変重要だと考えていますが、現時点の経済情勢から、どのように判断されているのかお伺いしたいと思います。

第4点目、厳しい地域経済の中で、私は想像を超える事態が起こりかねない情勢だと考えており年末が迫ってきているわけですが、越年対策についてどのような対策を講じられているのか。

第5点目、安定的な雇用の確保のためにも本町も公契約制度、これを実施すべきではないかと考えています。以上、この5点の質問で第1回の質問といたします。

議 長（森本敏軌） 質問の途中ですが、少し早いです、休憩したいと思います。

それでは、引き続き一般質問を行います。

答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 伊藤議員ご質問の地域経済活性化に向けた町内業者対策についてお答えいたします。

まず、1点目の産業振興ビジョンの策定中と聞くが、今後の課題として地域振興基本条例、中小企業振興条例など、本格的に位置づけることが求められています。どう考えているのかというご質問でございますが、産業振興ビジョンの策定は、現在、各界の専門分野から委員さんとしてお世話になっており、地域経済活性化に向けての課題や施策等についてご議論をいただいているところであり、産業振興の具体的戦略の素案づくりの段階と聞いております。ご質問の地域振興基本条例、中小企業振興条例の検討も意見としてお聞きしていると、担当課からは聞いておまして、前向きなご議論がされているものと期待をしているところでございます。反面、条例化が委員の皆さんの総意であれば、検討するに値するものとは思いますが、町が条例化を行ったとしても協働で取り組むことが認知されなければ絵に描いた餅となりますので、行政も業界もお互いの意思が確認できた段階で具現化したいというふうと考えております。

次に、2点目の町独自の融資制度の再開でございますが、基本的に町が事業所の負債を背負うことが許されるのかとの議論が繰り返されることとなります。前にも申し上げましたが、京都府の融資制度は充実されたものであり、借入れの窓口も広いものとなっておりますので、町では、この制度利用を進めているところでございます。町としましては、現在のところ、そのバックアップを行う形で支援をさせていただいておりますので、再開については、現在のところ考えておりません。

次に、3点目の旧加悦町で実施していた地元業者の暮らしの資金50万円貸付制度を創設することも重要と考えていますが、現時点での経済情勢から、どのように判断されているのかでございしますが、結論から申し上げます、旧町では可能であったかと思いますが、与謝野町の規模では多額の財源を充てなければならないことが予測されます。また、財源だけの判断ではなく、事業所が本当に50万円で経営の活性化が期待できるのかと考えますと、経営活性化ではなく、生活資金的な施策ではないかというふうに思いますので、現行の暮らしの資金を活用いただくべきではないかと考えております。事業所の活性化支援は、引き続き考えてまいりたいと思いますが、ご提案の事業所に対する暮らしの資金は、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

次に、4点目の年末が迫ってきているが、越年対策について、どのような対策を準備されているのでしょうかでございしますが、現在も行っておりますが、とりわけ年末に向けて不況対策窓口での相談には丁寧に対応するよう担当課には指示をしております。具体的には状況等の把握と情報収集、年末融資認定業者の迅速化、あるいは償還猶予や償還変更等の金融機関との調整など、できる支援は早急に行うこととしております。

次に、5点目の公契約制度についてでございますが、この制度は公共機関が発生する事業を受注した業者や、その下請業者で働くすべての労働者に適正な賃金を保障し、労働者の生活を守ることで公共事業の維持向上、地域中小企業の経営安定、ひいては地域経済の活性化や地域経済の振興を目指すものでございます。この背景には全国的に問題となっております公共工事における建設労働者に対する悪質なピンはねを排除することで手抜き工事等を未然に防止し、結果として公共工事の質や安全性を向上させようという動きがございします。こういった流れの中で実効性があれば、なるほど公契約制度は有効な制度であるとは認識しております。しかし、実際に労働者に対する悪質なピンはねがあったとしても、それを検証するには、具体的にどのような方法があるのか、また、工事が完了してから、それらの事実が判明した場合、さかのぼって契約を解除するわけにはいきませんので、ペナルティを科すのかどうか、科すとした場合は他のペナルティの事由との整合性をどのように調整するのかなど、そうした課題も多くあるのも事実でございします。

与謝野町の現況としましては公契約条例を制定するまでには至っておりませんが、先進地であります千葉県野田市などの条例も参考にしながら、今後も安価ダンピング受注や悪質なピンはね業者の規制を図るためにどういった取り組みが可能か引き続き研究を進めていきたいというふうに存じます。以上で、伊藤議員のご質問に対する1回目の答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 質問の途中ですが、ここで休憩したいと思います。

午後1時30分再開します。

（休憩 午前11時50分）

（再開 午後1時30分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、一般質問を再開します。

伊藤議員の質問を続行します。

伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 町長の第1回目の答弁をいただきましたので、その点から幾つか、ほかのものも含めて質問します。

第1点目は、先ほど答弁にありました第1の問題でございしますが、この答弁については、要旨

しかつかめていませんが、いわゆる策定員会との協働を大切にしたいと、結論からいうと、そういう合意形成が大事だということではないかというふうに理解をしております。私としては、ぜひあせらずにしっかりと業界との合意形成も大事しながら前向きに進めていただきたいということをお願いしておきたいと思っています。

第2点目の問題は、単独融資の問題ですね。独自融資の問題ですが、この問題についての見解はいろいろとあるんですが、私も言いたいところはあるんですが、今の答弁についてですよ。これは置いておいて、後でまた結論的にはっきりすると思うので、第二、第三と質問を進めたいと思っていますんですが、その一つは、二つ目というか、京都府の融資制度があるということで町長は充実してきているので対応できるだろうというニュアンスの答弁がされました。しかし、この間ずっと、この議場の中でも問題になっていましたが、その対象にならないような業者ですね。いわゆる簡単に言えば零細業者といいますか、そういう業者の場合はどうすればよいのかという点をお伺いしておきたいと思っています。

第3点目は、これとの関係で京都府の制度についてお伺いしたいと思っています。それは、もう一つというのは、京都府の融資制度があるから大丈夫というニュアンスで受けとめたんですが、今の京都の融資制度は実質的に受付窓口、相談窓口といいますか、実質的には京都府でなくて、また、商工会でもなくて、金融機関が診断と決定権、決裁権を持っているというのが実態なんです。これは担当課の方でもきっとそう思うと思います。従前のように市町村に診断権があったり、あるのはあるんですよ、今でも。あるらしいですけれども。商工会があったり、民主商工会もあったことがあります。しかし、実質的な権限は、いわゆる金融機関が全部最終権限を持っているというのが、今、実際なんです。ですから、ある業者が借りに行くと、そこでは、その人の、その業者の今までのリスクだとかいうことも勘案して判断されると、この府の融資制度が。こういう実態がまかり通っているというのが現状のようです。

そこで、そのために多くの方がどんどん融資そのものを、窓口で非常に苦労していると、多くはオミットされるというのも聞いています。そこで、今、制度としては据え置きの制度があって、1年になっているんですが、実質的に結局、指導権が、協議の指導権が金融機関にあるために6カ月になると。2年据え置きだということが書かれているのに6カ月にもなると。だから、そういうふう to 実際の窓口での協議が金融機関を中心に事が進んでいるということですね。仮に条件変更をした場合、別に保証料等々が必要になって、町村の給付金ですね、これが2回目からつかないというようなこともきていますと、本町の場合は、どうも違うようですが、そういうことが起きていると。ともかく京都府の知事は、たびたび、ご存じのように現場主義ということを行っているんですけども、業者の中から、こういう声が出ているんですね。知事は現場主義ということをよく言われると、しかし、現場の実態が全くわかっていないということで、少なくない業者の皆さんから厳しい批判が出ているということです。ここの、少しは若干改善されたとか言われていますけれども、今、説明したように、俗に言う丸投げになっていると、このことをどう考えているかという点を町長にもお伺いしておきたいと思っています。町長でなかったら担当課でも結構です。

4点目の質問は、大変厳しい経営に立たされている中で、今、問題になっている責任共有制度ですね、これをどう町長は考えているのかという点です。これは説明するまでもなく、一昨年の

10月から実施されて、保証協会が8割保証すると、金融機関が2割を保証するという、こういう感じになって、このリスクを避けるために貸し渋りが一段と加速をして、制度の、制度融資の利用者が非常に激減をしているということです。簡単に申し上げますが、例えば、東京の保証協会での融資実例でいいますと、制度が開始された前後ですね、今の07年の10月前後です。この比較すると、保証件数でいったら61%になっているんです。それから、保証金額では56%です。このように下がっているんです。大阪では61%、件数で。金額では46%低下しています。ここで見たらわかるように、明らかに、大手企業にはどんどん融資はするが、中小零細業者にはしないと、このことが明確に、この数字の中で明らかだというふうに思っています。そこで1年後の昨年ですが、10月に、当時の大臣が責任、いうたら責任共有制度を理由とした融資の拒否は行わないように周知徹底するということを述べつつ、今、言ったような諸問題が起きていることをなかば認め、実態調査を前向きに検討するということを言っています。本町では、この制度について、実態調査や、いわゆる業界の業者の声を聞いたことがあるのかどうか、この点をお尋ねしたいと思います。また、同時に申し上げておきますが、この制度の撤回、廃止を町としては、ちゃんと国に求めるべきではないかというふうに思うんですね。

次の質問ですが、5点目ですね、質問の公契約の制度の問題です。全国では、この制度を千葉県野田市が、町長の答弁にありましたが、初めて条例化しました。もちろん今の段階、この本町にとっては国や京都府が、この制度をバックアップしているわけではありませんので、この公契約制度ですね、これを実施するというのは、非常に大変な課題だというふうに思っています。町長も答弁の中で、非常に評価の問題としては、すぐれているという評価をされたように受け取っているわけですが、私が言いたい点は、この点で言いたい点は、現在の日本社会、とりわけ今の当地方の状況から見て、雇用の確保や雇用の安定、生活できる賃金というのが強く求められているわけですね。これは全国的にもそうですし、京都の場合、ご存じのように構造格差、南北格差と指摘されて、北部賃金、南部賃金という言葉があります。これは助役さんも府におられたのでよくわかると思うんです。このことは税務署も認めているわけですね。格差があるということは、山陰賃金とも聞いたことがありますし、北部賃金とも言われた。この北部の所得水準の低さというのは歴史的な課題だというふうに、僕は思っています。ですから、私は丹後地方での最大の行政課題での一つではないかというふうに、私自身、感じているところです。

そこで、だからこそ、身近な町行政を率先して、この地域経済の中で指導性を発揮していただくと、このことが非常に重要ではないかと、私は提案を申し上げる次第であります。この点で町長の思いをお聞かせ願えたらと思っています。

6点目の質問です。中小企業の家族従事者の労働を経費として認めない。所得税法の56条というのがあります。これは今も言いましたように、家族の労働を正しく評価しない条項なんですけれども、この点で、これを廃止をする意見書が全国で130自治体を超えました。今、そういう大きなうねりの中で現在の民主党政権中でも、簡単に、時間がありませんので言いますが、前向きの答弁をしています。これを機会に町としても廃止を求めるよう、国に申し入れるべきではないかと、要求すべきではないと思っています。

第7点目、今春に行った生活実態調査ですね。私どもも非常に注目しておりまして、地域経済の活性化のために生かすことが大変重要だと考えますが、どのように現時点、考えておられる

のか、概要で結構ですからお尋ねしたいと思います。

8点目、地元業者に仕事がなく、業者の皆さんも非常に大変で、雇用を求めたりしているわけですが、先日、私のところにも電話がありまして、いわゆる庁舎の警備員の配置で、地元の住民ではないという声がありました。私はちょっと裏を取っていませんのでわかりませんが、採用するなら地元、地元と言ってくれるんだったら、ぜひ地元の人をやってほしいという願いです。よくわかりましたと言って電話を切ったわけですが、どなたかわかりませんが、この点で、ぜひ町内の住民も大いに最優先で、それは考えるようにお願いしたい。

最後の質問です。いわゆる町の町用備品、それから官公需についても町内業者の育成に努めるとともに、地元発注を基本として最大限、ここに努力することが求められていると思っているんですが、この点も見解をお伺いして第2質問を終わりたいと思います。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 伊藤議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。ちょっと多岐にわたっておりまして、漏れる点があるかと思えますし、また、課長の方から答弁させていただく部分もあるかと思えますが、1点目の観光産業ビジョンの中で地域振興基本条例、あるいは中小企業振興条例ということの中で両者、行政と事業者の方たちとの意見の交換の中で、やはりこれらの合意に至る、そうした経過も含め合意の形勢段階を、やはり大事にしたような形での取り組み方というのは、非常大事だろうと思っております。いろいろな問題もあろうかと思えますけれども、多くそれらのことについてもお互いが合意した上での出発ができるように、それらについても今後の課題として取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、2点目の独自融資につきまして、府の融資制度に、対象にならない、そうした零細事業所、あるいは零細業者に対しまして、いろいろと、ただいま具体的な中身についてお話がありましたけれども、こうした条件変更が町村の中で、ある程度のことのできるのかどうか、それらについて丸投げになっておるのではないかという点につきましては、若干、この件については課長の方から答弁をさせたいというふうに思えますし、もう1点の責任の共有制度といいますが、保証協会等のあれが、大手にはいいけれども、これも、そうした中小には保証をしていかないというような、そういう状況につきまして実態調査ができていますのか。また、それらに対して撤回、あるいは廃止を求めるものを国に上げるべきではないかという点につきましても、具体的に、その実態調査ができていますのかどうかという点につきましても、課長の方から答弁をさせたいというふうに思います。

実際に、それを撤回、あるいは廃止をということについては、やはりこれ町もでしょうし、また、議会の皆さんのご意思等もあろうかというふうに思えますし、その求めることにつきましては、議会の皆さんとの論議を経た上で、そうした意見書を出すなりというような形がとれば、よりいいのではないかというふうに思いますので、それにつきましては、議員の皆さんとの話といえますか議論、あるいは実際の、そういう業者の方たちのご意見を聞かせていただく中で判断がさせていただきたいというふうに思います。

それから、先ほどの雇用の安定という、あるいは、その生活費の保障をしていくというような中で、その千葉県野田市の取り組みをおっしゃいましたけれども、この行政課題として、これをやはり考えるべきではないかというご提案でございました。これらにつきましても、もう少し、

大変先進的な取り組みであり、それに対しては我々も注目をしている制度でございますけれども、これらにつきましても、もう少し我々自身も研究がさせていただきたいというふうに思いますし、先ほど答弁をさせていただきましたような中で、今後の大きな一つの課題として引き続き、それらにつきましても課内の方でも研究がさせていただきたいというふうに思っております。

それから、6点目になりますが、家族専従者の給与のあり方で1人50万円というふうな所得税法の、58条の見解でございますけれども、議員のご指摘のとおり廃止の声が国にも届いておりますことは承知をしておりますけれども、私自身、その56条の理念を問われますと今の段階では廃止との結論を出すには至っておりません。議員の労働に対する、そうした思いはわかりますけれども、その数字をあらわすことは現在のところ法で定めた額にゆだねなければならないものというふうに思っております。いずれにいたしましても、国レベルで議論されている内容でもありますので、その動向を見守りたいというふうに思っております。

それから、生活実態調査の生かし方といいますか、これにつきましては多田議員のご質問にもお答えいたしましたけれども、生活実態調査、あるいは事業所実態調査、さらには織物実態調査の分析内容を商工会に示し、それを受け商工会からは具体的な不況対策等の施策要望をいただいております。また、役場内部でも全課共通の施策構築の資料として活用しております。今後も引き続き、そうした貴重なご意見等々を施策の検討資料として大切にして、活用していきたいというふうに思っております。

それから、8番目の庁舎の警備員につきまして、町内の住民の方の雇用をとということでございます。これは警備会社に行っているところもありますし、3町とも。その警備会社の中に登録されているといいますか、雇用されておられる方で、できるだけ町の関係者の方を町の役場に配置してほしいと、そういう要望はできるかというふうに思いますし、そういう点で、1人でも、そういう方の、町出身といいますか、町在住の方をお願いするというようなことも、これも警備会社の方に申し入れたいというふうに思います。

それから、9番目の庁舎の備品につきまして、地元発注ということでございます。これも他の方のいろいろなご質問にもございますけれども、できるだけ地元発注ができるような方法を今もとっておりますけれども、いろいろと問題もある点もございまして、それらを一一つ一つの解決する中で、一つでも多く地元の方々がとっていただけるような方法を考えてまいりたいというふうに思っております。いろいろなご意見もいただいている点もございますので、それらも研究しながら、そういう方向で進めてまいりたいというふうに思います。

それから、もう1点、京都府の融資制度の履行手続は、金融機関が保証協会にゆだねたというふうな形になっているけれども、行政のバックアップができていないという点につきましては、現状は、そのとおりでございますが、町も京都府当局も金融機関や保証協会にあっせん窓口を広げてもらえるように要望を行っておりますので、行政の思いは伝わっているというふうには認識しております。今後につきましても、そうした方向で要望もしてまいりたいというふうに思っております。

以上で、答弁とさせていただきます。抜けているところがありましたら、また、ご指摘いただきたいと思っております。課長の方に答弁をさせます。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 私の方からは金融対策にかかわります現状につきまして、若干入り口程度の話なろうかと思えますけれども、報告をさせていただきたいと思えます。

最後に町長の方から答弁もありましたように、一定の、私どもの方の金融機関なり、保証協会の方には広い窓口を設けていただいて条件緩和等々、現状に合った形の中で事業者をつくらせていただきたいということは、機会あるごとに述べております。具体的な話の中では金融機関に丸投げではないかというところがポイントであるかというふうに思えますけれども、結果的に最終的な判断をされるのは金融機関であるということは現実でございます。しかしながら、そこに至るまでの経過といたしましては、やはり大きなキーポイントになりますのは商工会であるというふうに考えております。この京都府の制度融資につきましても、商工会が経営診断をし、申請をすることによって、いわゆるステップアップ、融資利率が低くなるというような、そういうような制度もございますので、金融機関に直接行かれるという方については、かなり金融機関との取り引きのあるといえますか、いう方々ではあろうかというふうに思えますので、そうではなくて、あまり金融機関との折衝のないような方々につきましては、商工会経由の中で若干時間はかかるかというふうに思えますけれども、有利な融資も、そういうふうな形で用意がしてありますので、そういうところから経営診断もきちんと、商工会の職員、経営診断できると立場にありますので、そういうところから、できるだけ手続をしていただいたら、丸投げということにはならないというふうに思えますので、そういうご指導等も今後、そういう方がございましたらしていただきたいと思いますし、私どもも、そういう形で、窓口に来られた方については、そのような手続をさせていただいております。細かい部分を言いますと、たしか融資にかかわります履行に当たっては、今、言いました年齢の問題もさることながら収入、それから、それに伴います決算書からの経営診断的な数字によって、かなり判断されるということでございますので、その事実もありことをお伝えしまして、金融対策に係る現状ということで、答弁とさせていただきたいと思えます。

結果的に私どもの方が実態をつかむということになりますと、いわゆる町の制度融資がないものですから、京都府の制度融資ということになりますけれども、今、頻繁に使われておりますのが、いわゆる安定化緊急対策ということで借換制度がメインとなっております。その実態の中で、中身を見てもみますと、いわゆる設備というよりも借りかえ、いわゆる運転資金的なところでの現状を乗り越えるための融資というふうに、特化をしているというのが現状でございますので、なかなか設備投資というところには至っていないという現状でございます。しかしながら、この制度によって借りかえができるということでございますので、かなり制度の役割は、事業者にとっては非常に大きいものだと認識をしております。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 丁寧にお二方から答弁をいただいたのでございますけれども、率直に言って今の課長の答弁の中にもありましたが、実態が正確につかめていない。だから、その利用状況というか、旧来の、町独自の融資制度があった当時と今を比較して、どういう状況になっているか。情勢は物すごい悪化しているわけですよ。これほどひどい事態になっているのに、そのことが客観的にデータとしておおむね、こういう事態だということがつかめていないこと自身も非常に僕は、そこには落ち度があるというふうに思うんですね。やはりその実態を、例えば、前100件

あつたんなら大変だったんだけど、相談としては、こういう事態になっていると、件数は。いうことをやはり具体的につかまないと、住民の声はつかめないと思いますよ。私は、やはりそこが非常に大きな、この融資問題でいえば、課題だろうと、ましてや今、言っているように町独自の融資制度がなくなっているわけですから、そのフォローはどう考えたらいいかということの探求は、やはり担当課としては、しっかりやってほしいというふうに思っています。

冒頭にといいますか、第2質問でも言いましたように、京都や大阪でのデータだけしか、私、持っていませんので、いずれ機会があれば調べたいと思いますけれども、きっと、おおむね減少傾向は明らかだと思うんですね。だから、その点をきちんと、どこまで要求にこたえられるのかという点で、客観的に事実を迫る努力をしていただきたいなというふうに思っています。あとは、いろいろと細かいのがありますが、もう時間もありませんし、長いことさせていただきましたので、質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（森本敏軌） これで伊藤幸男議員の一般質問を終わります。

次に、2番、畠山伸枝議員の一般質問を許します。

畠山議員。

- 2番（畠山伸枝） 日本共産党の畠山伸枝です。ただいま議長からのお許しが出ましたので通告に従いまして、一般質問を行います。発達障害児支援の方向性とはということで、質問をさせていただきたいと思います。平成20年度に三つの保育所、そして、21年度には、すべての保育所で発達サポートの事業が始まっております。5歳児を、年中さんを対象としておりますが、早期発見、早期の手当が必要ということで、これは大切な事業だと感じております。発達障害は集団生活ができるかどうかだけでなく、基本的な習慣ができていない児童もあれば、言葉が出ない児童もあり、療育をされている指導者も大変だというふうに聞いております。平成20年度は対象の子供76人のうち18人が何らかの支援が必要だったと聞いておりますが、どのような方法で成長を助けていくのが今後の課題ではないかと思っております。保育所内で、この事業を続けるには限度があるのではないかと思います。この事業は府の事業ですけれども、2005年4月にできた発達障害者支援法を受けての事業ではないかと思っております。この発達障害者支援法は、それまで保育現場では気になるとか、対応が難しいと見られていた子供たちは、発達障害、または発達障害の疑いがある子供という見方で対応が工夫されるようになってきたということです。子供だけでなく、保護者への支援もあるようですが、直接、母親の相談を受けるのは保育士であり、最終的に子供の支援に当たるのも保育担当者です。明らかに療育が必要な場合は保護者も悩み、相談ができるところに行き、少しでも子供が幸せに生き生き過ごせるように真剣に考えておられます。しかし、ちょっと気になる、対応が難しいという程度の子供の場合、保護者はとても受け入れがたいのではないかという問題が発生します。そのまま様子を見ましようと言われて、ずるずると小学生になってしまったという例もあると聞いております。

東大阪市療育センターの医師であった、ある先生の言葉によると、親が我が子の障害を受け入れ、理解するには10年はかかると思っています。障害のある子供を産むことは、親にとって非常に大きな喪失感です。親自身が描いていた自分たちの人生設計、未来への夢を一度全部捨てて、その子とともに生きる模索の日々が始まります。保育所時代はほとんどの親が、まだまだ、なぜ自分がと、その不条理、理不尽に怒っている時期です。保育園や保育士に怒っているわけではない

のです。自分と我が子に降りかかった不条理、理不尽に対してやり場のない怒りを、日々、接する身近な保育士にぶつけていると理解してあげてください。多くの障害児の保護者と出会い、障害告知をし、その後、末永く子供、保護者と向き合う経験の中で感じてきたことです。以上のように、この先生は言っておられます。

このように受け入れがたい発達障害です。障害告知は保育士だけではなく、保健師からしていただいた方がよい場合もあるではないでしょうか。ここでも保育所と町の保健師の協力が必要となってきました。ことしの数字はまだ、出ていないそうですが、平成20年度の数字では76人のうち18人が何らかの支援が必要という数字ですが、計算すると、およそ24%近い子供に何らかの支援が必要ということになります。しかも、この数字はもっとふえるのではないかと思われる。保育実践現場では姿勢が悪い、手先が不器用、不定愁訴があり体調をくずしやいななどの声があるそうです。また、ストレスに対する体制が低い、わがまま、自己中心的、すぐにかつとなるなどと言われることも多いようです。10年以上前からキレる子供、荒れる子供が多くなったと指摘されています。しかし、そうした子供たちの障害が乳幼児期に発見されることは極めて少なくないため、そのまま小学校に上がる子供もあります。そういう意味からも保育所の段階で発達障害を支援する今回の事業、大変重要なことであると考えます。それと同時に保育現場での大変な困難が予想されます。もう既に始まっているわけですから、保育所では大変なご苦労があるのではないかと推察をしております。

そこで、例えば療育教室に週に何回かお願いすることなどが考えられます。保育所で続けるならば保育士をふやす必要があるのではないかと思います。ここで、今後どのような方向を目指していくのかが問題になるわけです。療育教室には現在、保育所に通いながら、週に1回か2回、通ってくる子供さんがおられます。しかし、町の担当の方も、よくご存じのように、大変狭い場所での療育です。受け入れに問題があります。国の基準では子供5人の1人の指導員でいいそうですけれども、ここでは子供1人に1人の指導員をつけておられます。だからこそ、できることがここにはあります。雨さえ降らなければ毎日、外に遊びにつれていく。体を動かして遊びながら他人とかかわる力をつけていく。母親への支援も欠かせません。お母さんが元気になることで子供も元気になります。今、通ってくる子供は保育所からの勧めであったり、保健所で健診を受けた際に療育の必要があるということで勧められた子供さんもあるようです。発達サポート事業は地味であっても大変重要な事業であり、これからの保育には欠かせない事業であることは言うまでもありません。障害のある子供への理解を深めるためにはほかの専門職やほかの機関との連携が必要です。そうした連携ができるネットワークづくりが、子育て支援の重要な課題だと考えます。今後、どのような方向でお勧めになる考えでしょうか。まず、この点についてお尋ねをいたして、第一質問といたします。

議長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 畠山議員ご質問の発達障害児支援の方向性については、お答えいたします。

従来から町では乳幼児健診におきまして発達障害児の早期発見、早期支援を行っておりますが、平成20年度から取り組んでおります与謝野町年中児発達サポート事業につきまして、ご説明を申し上げます。3歳児健診が最終となり就学前健診まで健診の機会がなく、3歳児健診まででは

問題なかったが、4歳、5歳児になって人とまじわることを学ぶ時期に集団に加わりにくい子、集団を乱してしまう子につきましては、早期発見の機会がございました。そうした子に対し保育所が対応に苦慮し、家庭においても子育ての負担感が大きいのが現状でございます。このような状況の中で、この事業は幼児期後半の集団生活開始後に顕在化する発達障害、これは集団生活の困難さなどを早期に発見し、早期に支援を行うことによって児が意欲を持って就学を向かえることができるようにするとともに、保護者、保育者の育児不安の軽減を図ることを目的にして、京都府の支援をいただきながら取り組んでおります。府内市町村の実施状況は平成20年度が13市町村、平成21年度が20市町村で取り組まれておりまして、この地域では与謝野町がいち早く手を挙げさせていただきました。

この事業の趣旨は、子供の発達障害があるか、ないかを見分けることではなく、子供の苦手なところや集団生活へのなじみにくさをいかに理解するか、支援の手だてをどうするかを考えていくこと。また、子供の長所や得意なことを保護者や保育者とともに築き、子供が自信を深めて就学へ向かっていくことの手助けをすること。さらには子供を支援するだけでなく、幼児期後半の子育ての支援の一環として、子供をどう理解するか等について保護者と一緒に考える機会をつくることにより、育児不安を軽減すること、こういったことに主眼を置いて実施するものであり、発達障害と診断された子に限定することなく、集団が苦手な子供、保護者の不安感の高い子供への支援を行うものでございます。

事業の具体的な内容は、保護者に本事業の説明を行い、事業への理解を深めていただくとともに、保護者や担任保育士が子育てや子供の発達を振り返る機会になるよう、子供のふだんの様子を記した健康観察表をもとに保育所等での集団生活場面の状況を保育士が報告しながら専門家、つまり心理士を加えたスクリーニング、要するに振り分け、あるいは選別を行います。

次に、スクリーニングされた子に対し、保育士が現場で不安なく適切な対処ができるよう従事者研修会や保育所巡回を実施し、対象となる子に対し、現場でのアドバイスをします。また、必要によっては京都府保健所に実施していただく発達相談、これは臨床心理士が対応いたしますが、それらや、あるいは発達クリニック、これは発達専門医を紹介することになります。また、必要な子供には、療育教室も勧めております。さらに保護者の育児支援として、子供のほめ方教室、これはペアレントトレーニングも実施をいたしております。なお、3歳児健診までに発見された発達障害につきましては、これまでさまざまな支援を行っており、その支援を継続実施することとしております。この事業の実績としましては、平成20年度は初年度ということもありまして、岩滝、市場、加悦の3保育所でモデル事業として取り組みました。対象児76名中、2回のスクリーニングの結果、要支援が18名、比率にして23.6%でございました。これは全国平均では20%ということでございます。その後の支援として、臨床心理士の方に保育所巡回をお世話になり、問題なしと判断された子は5名、また、現場支援として保育士へ子供の対処方法などを個別指導する対象は5名、さらには必要に応じて京都府が実施されます発達クリニックへ3名、発達相談に5名という結果でありました。親支援のペアレントトレーニングも6名の参加がありました。平成21年度は8保育所の年中児165名を対象に前年度の事業内容と同様に実施しておりますが、現時点での集計は2回のスクリーニングの結果、要支援が38名、比率にして23%であります。ただいま事後の支援について臨床心理士による保育所巡回を実施し、支援の

中身を検討しているところでございます。この事業は、まだ始まったばかりですが、今後におきましてもスムーズ、また、効果的に事業を進めるためには、事業にかかわる保健師、保育士、教育委員会、京都府などが、ふだんから密接に連携し合うことが最も重要でございます。

保育士は保護者事業説明会、保育従事者研修会、健康観察表の記入、スクリーニング、保育所巡回等、大変重要な役割を担っておりますが、この事業は支援が必要だからとはいえ、子供たちを切り離して支援していくのではなく、あくまでもふだんの保育の集団生活の中で、子供の成長を注意深く見守りながら経過を把握するとともに、必要に応じ、専門家による適切な支援をしていくものであり、保育現場では現体制の中で、お互いに協力し合いながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、畠山議員への1回目の答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） 細かく丁寧に答弁いただきました。ありがとうございます。

それで、今、お聞きしている中で保育士が不安なく接することができるようにという言葉があったんですけども、かなり、この率は23.6%の、何らかの手当が必要な子供さんがあるということは、全国平均より高い率なんですね。その子供さんたちを保育士が、保育所で一緒に保育をしながらなじむようにやっていくということは、大変なご苦労があると思うんです。その保育士が不安なく接することができるようにという言葉もありましたが、今は働くお母さんの要望で、早朝からの保育、また、延長保育も行われております。そうすると、どうしても臨時の方とか、パート的な保育士さんがふえてくるわけですね。そうなることが、また、これはこれで大変なことだなというのが私の思いです。そして、全国平均でも正職員が大体6割というふうに言われておまして、この方たちは研修会に、多分きっちり行かれると思うんですけども、臨時の保育士さんの場合も研修会に参加をして、きっちりと勉強をする機会を持ってもらえるのかどうか、前にも一度聞いたかもしれないんですけども、この辺のことも、きっちりとお聞きしておきたいというふうに思います。ただいま3歳まで発見したけれども、その後、問題がなかった子供さん5人とか、細かくおっしゃっていただきましたけれども、個別指導とか、いろいろありまして、本当に大変だと思いますので、そこら辺の研修とか、いろいろなことについては保育士さんの方がずっとかかわっていくわけですので、どのようになっているのか、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） 畠山議員さんの2回目のご質問の中で、いろいろと、正職だけではなくパートの皆さんにお世話になっているという、家族の方々にお世話になっているというのが現実でございます。その中身につきまして具体的にどうなのかということにつきましては、現場を担当しています課長の方から説明をさせていただきたいというふうに思いますけれども、我々としては臨時であろうと、正職であろうと、それなりの研修、あるいは経験等を持った、資格を持ったような方を当たっていただくような、そういう配慮もしているというふうに思っておりますので、それらの点につきまして課長の方から答弁をさせていただきます。

議長（森本敏軌） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ただいま議員さんのご質問の臨時の保育士についても、一般的、正職員と同じよ

うな教育がされているかというようなご質問だというように思いますが、これにつきましても、できる限り臨時の保育士さんについても、そういった研修の場を設けまして、研修に出ていただくような体制をいたしております。

それと、実際に現在では、ちょっと気になるお子さんに対しての加配保育士というのをつけておりまして、与謝野町でも正職員が51名おるわけなんですけど、それプラス20名程度の加配保育士をつけておりまして、個別に指導をさせていただいているというような現状でございます。

議 長（森本敏軌） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） ただいま加配というあれが出てきたわけですけども、やはりこういう問題のある子供さんというのは、人とかかわり方が大変下手であると、なかなかうまくいかない。そういう子供さんが多いので、本当に加配の必要な子供さんもあると思っております。そんな中で十分気を配っていただいて、この事業は本当に大切だと思っております。このまま小学校に上がってお客さん。いわゆるお客さんですね、そういう形でずっと上がっていくということは、その子にとっても大変悲しいことです。親にとってもね。そういうことないように今までどおり、それ以上に努力をして、保育所で子供たちが幸せになるように、保育所の政策を頑張っていただきたいということをお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 私も、そのように考えております。そうした意味で積極的にできるだけ、そうした障害を乗り越えられるような手だてを皆さんと一緒にやってまいりたいというふうに思っておりますので、また、いろいろなご提案がございましたら、お教えいただきたいと存じます。

2 番（畠山伸枝） ありがとうございました。終わります。

議 長（森本敏軌） これで、畠山伸枝議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

2時40分再開します。

（休憩 午後 2時23分）

（再開 午後 2時40分）

議 長（森本敏軌） 休憩を閉じ、一般質問を再開します。

次に、17番、有吉正議員の一般質問を許します。

有吉議員。

17番（有吉 正） 通告に基づき2点ばかり町長に質問をいたします。

ことし8月30日の衆議院選挙の結果、自民公明の連立政権から民主党、国民新党、社会民主党の連立政権となりました。特に民主党は「国民の生活を第一」をスローガンに掲げ4年前の郵政解散の自民党の獲得議席を超える躍進をいたしました。政権を運営するということは新しい時代をつくっていくということでもありますから、最近のマスコミ報道でもわかるとおり大変厳しいことでもあります。しかし、一歩ずつ乗り越えていかなければなりません。服部議員からもありましたように22年度予算事業仕分けが行われました。これはほんのさわりだと私は考えております。どこまで進めるかわかりませんが、独立行政法人など外郭団体や国と地方とのあり方など、大きなメスを今後、入れなければならないと思っております。どんな名医でも、自分で自分を手術はできません。民意を結集した政治の力がないと、よりよい、時代に合った行政改革はできな

いと思います。そういった意味では大阪府の橋下知事や名古屋市の川村市長が、もっと先に進もうとしているのではないかと考えております。国のあり方で地方のあり方も変わります。待ったなしの予算の削減が行われる時代が来るのではないかと、そのように思います。そういった点では服部議員が言われますように、町の末端自治体の事業仕分けも考えていく必要があるのではないかと、このように私も思います。

さて、質問に入らせていただきます。1点目、丹後天の橋立大江山国定公園と将来ビジョンの計画の策定ということで、町長に質問をいたします。1月29日の読売新聞の広告板といえますか、わいわいトピックスの中で壮大な大江山構想、福知山の千年の森づくりという記事がございます。この記事をちょっと紹介をさせていただきます。

北近畿をリードする創造性あふれるまちづくりを目指している福知山、平成18年8月に全国で17年ぶりの新しい国定公園として丹後天の橋立大江山国定公園が誕生し、それに、こうして福知山千年の森づくりという壮大な取り組みが開始された、鬼退治伝説から千年の時を超え、先人よって守り育てられ、恵みをもたらしてくれた森という貴重な財産を千年先の未来へ、森を引き継ぐといった高遠な理念のもと、ことし2月に福知山千年の森づくり計画が策定された、このほど、この計画を推進するための福知山千年の森づくり協議会、会長は森本朗裕京都大学教授が立ち上げられた。計画の位置づけとして森林の持つ多様で豊かな資源を積極的に育成して活用し、人と自然との交流を進化させ、環境保全、農林業振興、観光振興との相乗効果による地域経済の活性化も図っていくとしている。同協議会事務局、市農林管理課職員は、長い年月をかけて取り組むべき森づくりの礎となる最初の20年について、整備や推進体制の方向性を具体的に示す計画になっている。大江山一斉登山などを通じて宮津市や与謝野町と、よく連携していきたいなどと強調をしている。29日には、市民らが参加して国定公園である三岳山で福知山千年の森メモリアル植樹祭が開催されるという、こういう記事であります。

古くから当町では、特に旧加悦町時代から大江山への思いは強く、いろいろな施設整備もありましたし、それから、登山マラソン、その他いろいろな愛情こもった歴史があると、このように考えております。福知山千年の森づくり計画も一つの参考にして、他市との連携した将来ビジョン計画の策定等が必要と思いますが、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

与謝野町の議員になってから、たしか前には、こういった協議会があったらというふうに、私は考えておりますが、滝の千年つばきのツバキ公園や、そして、岩屋の雲岩公園も国定公園に入っております。森づくりは海の環境にも密接につながっていると聞いております。一つ町長のお考えをお聞かせいただきたいと、このように思います。

2番目の質問の野田川グラウンドのトイレをバリアフリーに入らせていただきます。シルバーオリンピックは毎年、開催されているというふうに聞いております。また、今年度は障害者の方も参加されたというふうに聞いております。だれでも、いろいろな行事に参加できる早急な環境整備を、町民グラウンドの環境整備を行っていただきたい。また、行事によっては簡易洋式トイレ、こういったことも必要ではないかと、このように思います。また、加悦の大江山運動公園には、既に車いすのマークのついた中の広いトイレが設置をされております。岩滝町民グラウンドはいかがなものかと、この辺についてもお伺いをいたしますし、まず、今後の、こういったバリアフリーに向けた環境整備について、町長のお考えをお伺いをいたします。

以上、1回目の質問といたします。

議長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 有吉議員、ご質問の一番目、丹後天の橋立大江山国定公園と将来ビジョンの計画策定についてお答えいたします。

平成19年8月、全国で17年ぶりの新しい国定公園として丹後天の橋立大江山国定公園が指定を受け、福知山市におきましては千年の歴史に彩られた、人と自然が共生するオンリーワンの森林公園を将来像として、千年先の未来の向かって先導的に森づくりを進める福知山市千年の森づくり基本計画が、平成21年3月に策定されました。12月1日の新聞報道でも、このほど三岳山荘周辺でメモリアル植樹祭が行われ、小学校の子供たちが学校で1年かけて育てたケヤキ苗と山桜を植樹する様子が紹介されていました。これらの取り組みは基本計画を実施に移すための市民や行政、企業などの24人で構成される福知山市千年の森協議会で推進されているというふうに伺っており、また、その原資は千年の森ふるさと寄附金や企業からの寄附金、各種の補助事業を活用されており、苗木の購入や一斉美化清掃、ハイキングや国定公園内のあずまや案内板、登山道の整備なども計画をしておられると伺っております。

これらは地球規模の環境保全や自然との共生などの人々の意識が多様化するとともに、レクリエーションや健康づくりなど、森林が持ちます、そうしたいやしの空間利用への期待が高まり、一方では過疎、高齢化の進行等による後継者不足や災害、獣害、木材価格の下落などに直面する千年先の未来に森を引き継ぎ、語り継ぐことを目的に、住民が一体となって進めていきたいとされているものでございます。

このように先進的な取り組みがお隣の福知山市で進められておりますことは、大江山を共有する当町にとりまして大変有意義であり、当町としましても参考にさせていただきたいというふうに考えておりますが、お尋ねの福知山市と連携した新たな将来ビジョンの策定につきましては、もう少しじっくり考えさせていただきたいというふうに思っております。当町といたしましては、ことし3月に策定しました観光振興ビジョンにおいて、大江山地域一帯を大江山フォーレストエコエリアと位置づけ、雄大な大江山の自然に触れ、学ぶ機会づくりの促進をうたっておりますし、先ほどちょっと言われたのが、これだろうと思っておりますが、大江山観光開発協議会では、福祿山市、宮津市と当町とが連携して、山に親しんでいただく機会の提供などを行っております。また、当町観光協会においても大江山一帯を一つの観光資源としてとらえ、有効に活用していくことも考えていただいております。このように今後も深く近隣市町との連携を図りながら、森林の持つ多様な豊かな資源を有効に活用し、環境、自然保護、観光、農林業等の相乗効果を発揮していただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、2番目の野田川グラウンドのトイレをバリアフリーにというご質問にお答えいたします。議員もご承知のとおり、トイレの現状は西側と南側のバックネット横の倉庫に付随したトイレとがあり、また、一段下のテニスコートにも1カ所ありますので、合計3カ所のトイレがご利用いただけます。ただ、ご質問のバリアフリー化につきましては、テニスコートのトイレのみで、スロープを整備し、和式と洋式の大便器が、おのおの一つずつあり、そして、下水道に接続しております。グラウンドでの行事の場合、テニスコート以外の2カ所のトイレが多く利用されてお

ますが、いずれも水洗化になっておらず、和式ですので、特に高齢者や障害のある方につきましては、ご不便をおかけしております。

公共施設トイレのバリアフリー化につきましては、下水道の接続を期に順次進めており、野田川グラウンドにおきましても下水道事業の進捗状況を見ながらトイレ改修を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

また、ご指摘の簡易洋式トイレの設置をとのことですが、屋外トイレにつきましては、衛生的な面や、また、不特定多数の方が利用されるなど、維持管理が難しいため、当面はシルバーオリンピックなどの大きな行事の場合は、主催者側でご準備していただければ、ありがたいというふうに思います。

以上で、有吉議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 有吉議員。

17番（有吉 正） グラウンドのトイレについて、まず、初めに質問させていただきます。私もテニスコートの方はちょっと見なかったのですが、ちょっと失礼した分が、勉強不足だった点はあったかなというふうに思うわけですが、グラウンドの方側のトイレで、確かに下水道に合わせた、あれはしていただけたということですので、年次計画はどうなっている、私にはわかりませんが、その辺についても早くやっていただきたいと、こういうふうに思います。

それから、行事によってで、私はいいと思うんですけども、簡易トイレですね、洋式の。これについて主催者側ということで、例えばシルバーオリンピックから、主催者はどこになるのかなと、と申しますのは、このお話を聞いたときに、一般質問ですのかどうかということは迷ったわけなんですけれども、あるシルバーオリンピックに出られた方が、ちょうどひざが痛かって、今までは、そんなことを思わなんだんだけれども、ひざが痛くてやっと不便さがわかったと、それまでは何とも思わなただけだけれどもと、だから同じ思いをする人もあるだろうということで、何とかならないかなということをおっしゃっておられたわけで、これが町が主催者であるならば、シルバーオリンピックは、町の方で用意をしていただけたのかなと、こういうふうに思います。今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、大体、今、町長のご答弁をいただいたわけですが、丹後天の橋立大江山国定公園と、それから、大江山の今後の森林のあり方ですね、これについてはご答弁のとおりで、大体、今後とも調整をしながらやって、よそのご意見も聞いていただきながら、特に担当課には、そういった思いを込めながら今後も推進をしていただきたいなと、こういうふうに思っております。お金もかかることですし、大変だとも思うんですが、よろしくお願ひしたいと思います。参考までに申し上げますと、ことしの予算で、この福知山市は、福知山千年の森づくり基本計画、これを進めるための第一歩として、平成21年度で1,612万円の予算をつけておられます。これだけに与謝野町がどういった予算づけをしていくのかというのは、私にはなかなか今すぐには思い浮かばないわけなんですけれども、そういった方向を目指しながらやっていただきたいと、こういうふうに思います。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） トイレの件でございますけれども、それぞれの団体ということになりますと、シルバーオリンピックは与謝野町の老人クラブの方々の一つの事業の一環として、されているとい

うふうに理解しております、また、障害者の方たちも、されますときには障害者の、そういう方たちができやすい方法といいますか、いろいろ考えられまして、場所選び等々も含めて対応を、今はさせていただいているというふうに思っております。ただ、おっしゃるように、できるだけこういうものについては、させていただきたいと思えますけれども、私どもちょっとあれで、下水との方がいつごろに、ここまで上がってくるのかということについて、ちょっと私自身も承知しておりませんので、それが必要であれば、22年、23年ということで教育委員会の方が、そういうふうに承知をしておられるようでございますので、もう少しお待ちいただけたらというふうに思います。

それから、大江山の方の、この福知山の千年の森づくり基本計画を立てられます前ですか、そういう福知山の方にお聞きしておりましたけれども、やはり1市だけで、今は立てておられますので、これには、それぞれの近隣しています宮津市や与謝野町、それらの協力も必要ですし、実際に、そういう事業を、与謝野町は、また、与謝野町なりに考えていく必要があろうかというふうに思いますが、一時期、もうこの協議会をやめたらどうだというような大江山観光開発協議会でしたか、そういう旧町のときに、そういう話もありましたけれども、そこが今、また、いろいろなバッチをつくってPR、啓発に努められたり、いろいろと全体での取り組みをしておられますので、そういった中で与謝野町も与謝野町の役割を果たしてまいりたいというふうに考えております。

17番（有吉 正） 終わります。

議長（森本敏軌） これで、有吉正議員の一般諮問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

あす、12月10日、午前9時30分から一般質問を引き続き続行しますので、ご参集を願います。

ご苦労さんでした。

（散会 午後 3時00分）